

第4次調布市 地球温暖化対策実行計画

事務事業編

令和3（2021）年度 ▶ 令和7（2025）年度



～ “脱炭素のまち 調布” の実現に向けたチーム調布市役所の率先取組～

令和3（2021）年 3月



調布市

Chofu

はじめに

近年、地球温暖化が原因とされる気候変動の影響により、森林火災や記録的な猛暑、集中豪雨や台風の強大化などによる自然災害が多発し、これまでにない気象異変が地球規模で発生しています。調布市においても、令和元年10月の台風19号では、市内200世帯を超える家屋の床上・床下浸水等の多大な被害が発生するなど、これまで経験したことのない事態に直面し、市制施行以来、初の避難勧告を発令しました。

こうした状況は、もはや地球温暖化問題が気候変動の域を超えて、人々に深刻な影響を与える「気候危機」として、私たちの市民生活にも影響を及ぼす身近で大きな課題となっています。

国際社会では、平成27（2015）年に国連気候変動枠組条約締結国会議（COP21）において採択された地球温暖化対策の新たな枠組みである「パリ協定」のもと、各国が温暖化対策に取り組んでいます。わが国でも、令和2（2020）年6月に環境省が政府として、初めて「気候危機」を宣言するとともに、同年10月には菅内閣総理大臣の所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスを実質ゼロにするという「カーボンニュートラル宣言」がなされました。今後、目標達成に向けて、様々な取組が加速的に展開されることとなります。

調布市も、こうした地球温暖化を取り巻く状況から、市民の安全・安心を守る基礎自治体として、本年3月の市議会定例会において、脱炭素社会の実現に向け、2050年までに二酸化炭素排出を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。今後、市民・事業者等の取組を牽引するためにも、市役所が自ら率先し、様々な業務や施設・車両から排出される温室効果ガス抑制に努める必要があります。

市は、平成12年に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得し、平成21年7月からは自己適合宣言方式に移行しています。新たな計画では高い目標を掲げており、この目標達成には、より積極的に地球温暖化対策に取り組むとともに、様々な機会を通じて環境の視点から改めて事務事業の見直しを図り、環境負荷を軽減する必要があります。私たちが暮らすこの地球環境を良好な状態で次世代に残すためにも、職員一人一人が環境への配慮を持ち、知恵と行動力を結集し、全庁を挙げて地球温暖化対策に取組を推進するよう、大いに期待するものであります。

令和3年3月

調布市長 長友貴樹

目次

(頁)

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
(1) 地球温暖化による気候変動への影響	1
(2) 国内外の動向	2
(3) 調布市役所のこれまでの地球温暖化対策の取組	7
2 計画の目的及び位置付け	8
(1) 計画の目的	8
(2) 計画の位置付け	8
3 対象範囲	10
(1) 対象とする温室効果ガス	10
(2) 計画の対象範囲	10
4 計画期間及び基準・目標年度	12
5 策定の視点	13
(1) 社会情勢の変化や国内外の動向への対応	13
(2) 調布市の関連計画との連携・整合	13
(3) SDGsへの貢献を見える化した計画の策定	13
第2章 第3次計画の進捗状況	14
1 温室効果ガス排出量等の推移	14
(1) 第3次計画の目標	14
(2) 温室効果ガス排出量の推移	14
(3) エネルギー消費原単位の推移	15
(4) 公共施設における温室効果ガス排出量・エネルギー使用量	15
(5) 温室効果ガスの排出の多い公共施設の特徴	16
2 具体的取組の進捗状況	18
(1) 省エネ設備改修等に関する取組	18
(2) 公共施設の新築・改修等による環境配慮	19
(3) 施設管理等での取組	19
(4) 職員共通の取組～省エネ行動～	19
(5) 職員意識の啓発	19
3 第3次計画に基づく取組状況と今後の課題	20
第3章 計画の目標（本計画）	21
1 削減目標の設定	21
(1) 温室効果ガス排出量の削減目標の設定の考え方	21
(2) 温室効果ガス排出量（二酸化炭素）の削減目標	21

	(頁)
(3) 短期目標設定の考え方	22
(4) 令和12(2030)年度の目標(平成25〔2013〕年度比40%削減)達成に必要な数値	26
第4章 取組内容	27
1 チーム調布市役所の率先行動	27
(1) 日常業務における実践行動	27
2 施設の新築, 改修時の取組	39
(1) 施設の新築, 増築, 改修等での環境配慮	39
(2) 設備機器の更新・導入に当たっての環境配慮	41
(3) 設備の保守・管理に関する取組	42
3 再生可能エネルギーの導入拡大	43
4 ゼロエミッションビークル(ZEV)の導入の推進等	45
第5章 進行管理	45
1 推進体制	46
2 点検・評価及び公表	48
(1) 調布市環境マネジメントシステムによる進行管理	48
(2) 実施・運用	48
(3) 点検・評価	49
参考資料	50
1 基準年度(令和元〔2019〕年度)の温室効果ガス排出量(二酸化炭素)	50
2 計画期間における削減見込量	51
(1) 設備改修の見通し	51
(2) 省エネ法の目標達成	51
(3) 東京都環境確保条例(キャップ&トレード制度)の目標達成	52
3 用語集	53
4 調布市環境基本条例	55
5 調布市役所環境方針	60

＜本文中の記号の凡例について＞

§ : このマークが付いた用語については、資料編に解説を掲載しています。
(初出のものにマークを付しています。)

※ : このマークが付いた用語等については、用語の直後もしくは表の欄外にその説明を掲載しています。

(同一頁内に複数の脚注がある場合は「※」の後に番号を付しています。)

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

(1) 地球温暖化による気候変動への影響

■東京でも気候変動による影響が顕在化

地球温暖化に伴う気候変動は、異常気象の頻発、食料生産の困難、飲料水の枯渇、海面上昇による居住地の喪失などを引き起こす、深刻な環境問題です。

近年、経験したことのない暑さや豪雨による甚大な被害など、気候変動の影響は既に私たちの身近な生活に及んでいます。平成30(2018)年は、7月中旬以降、北・東・西日本で気温がかなり高くなり、東京では観測史上初の40℃を超える暑さを記録しました。

令和元(2019)年10月には、関東地方を通過した令和元年東日本台風(台風第19号)の影響により、東日本から東北地方の広い範囲が大雨等で大荒れとなりました。東京都では、大雨等による建物等の被害、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、停電などの交通障害やライフラインへの影響があったほか、土砂災害、浸水害、洪水害がありました。

調布市においても浸水等の被害が発生するなど、気候変動による影響が徐々に顕在化しています。

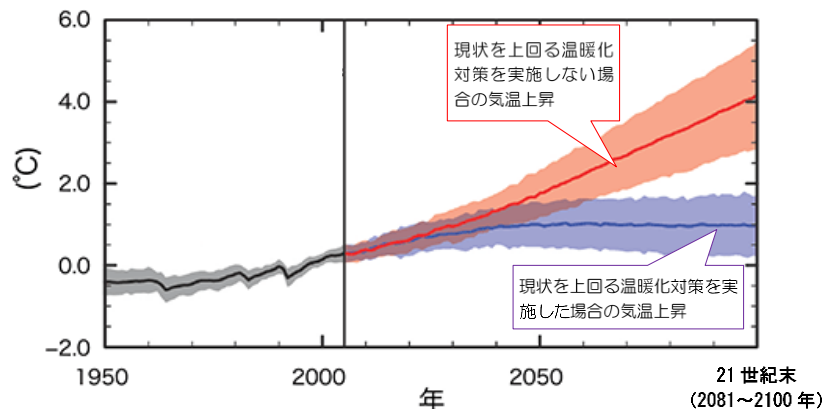


令和元年台風19号の影響により大きな被害を受けた多摩川児童公園内のグラウンド

《コラム》地球温暖化の影響及び気候変動の影響

国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が公表している第5次評価報告書では、1880年～2012年の期間に世界平均地上気温が0.85℃上昇しており、20世紀半ば以降に観測された地球温暖化の主な要因は人間活動の可能性が極めて高いと指摘されています。また、21世紀末(2081年～2100年)には、現状を上回る対策を実施しない場合、現在(1986年～2005年の平均)よりも2.6℃～4.8℃上昇する可能性が高いと予測されています。

IPCC第5次評価報告書における世界平均地上気温の変化



出典：気象庁「気候変動2013：自然科学的根拠 気候変動に関する政府間パネル第5次評価報告書 第1作業部会報告書 政策決定者向け要約(気象庁訳)」資料より作成

(2) 国内外の動向

1) 世界の動向

■地球温暖化対策の新たなステージ～パリ協定とSDGs

気候変動をはじめ、生物多様性の損失、貧困や格差、紛争や人権侵害など、世界には様々な課題が溢れています。それらを解決に導き、持続可能な社会を目指すために世界が合意した目標が、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された「持続可能な開発目標 (SDGs)」です。

また、平成 27 (2015) 年 11 月～12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) で、「パリ協定」が採択され、「産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を目的に、今世紀後半に人為的な温室効果ガス[§]の排出量を正味ゼロとする方向が打ち出されました。

《コラム》持続可能な開発目標 (SDGs)

「持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)」は、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12 (2030) 年までの国際目標です。気候変動対策をはじめ、生態系保全、持続可能なまちづくり、貧困撲滅など、17 の目標と 169 のターゲットが掲げられています。

調布市役所においても、職員による率先行動や市民・事業者と一体となった行動により、持続可能な社会に向けて取り組む機運を高めていくことが大切です。



出典：国際連合広報センターホームページ

《コラム》パリ協定

京都議定書に替わる温室効果ガス削減の新たな枠組みとして、平成 27 (2015) 年 12 月にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) で採択された協定です。パリ協定が歴史上、最も画期的である点は、途上国を含む全ての参加国に、排出削減の努力を求める枠組みであるということです。京都議定書では、排出量削減の法的義務は先進国にのみ課せられていました。各国が平成 30 (2018) 年までに温室効果ガス削減のための計画を提出し、5 年ごとに進捗を点検することなどに、世界 196 の国と地域が合意しました。

<長期目標>

- 世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする。
- そのため、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21 世紀後半には、温室効果ガス排出量と (森林などによる) 吸収量のバランスをとる

2) 国の動向

■地方公共団体に求められる、温室効果ガス排出量 40%削減

「パリ協定」を受け、平成 28（2016）年 5 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス削減目標として「2030 年度に 2013 年度比で 26.0%削減する」が掲げられています。地方公共団体の事務事業に該当する「業務その他部門」においては、令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で約 40%削減することが求められています。

温室効果ガス排出の長期削減に向けた考え方として、令和元（2019）年 6 月に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」では、温室効果ガスの排出量が実質ゼロとなる「脱炭素社会[§]」を目指すという野心的なビジョンが示されました。

こうした中、令和 2（2020）年 10 月の内閣総理大臣による所信表明演説において「2050 年カーボンニュートラル[§]、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。これを受け、国は令和 2（2020）年 12 月に「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、「2050 年カーボンニュートラル」への挑戦を「経済と環境の好循環」につなげていくとしています。

＜コラム＞菅総理所信表明

令和 2（2020）年 10 月 26 日に臨時国会が召集され、菅総理による初の所信表明演説が行われ、成長戦略の柱として、脱炭素社会の実現を目指すことを明言しました。

＜菅総理所信表明（抜粋）＞

菅政権では、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力してまいります。

我が国は、2050（令和 32）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050（令和 32）年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。

もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではありません。積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらす、大きな成長につながるという発想の転換が必要です。

鍵となるのは、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした、革新的なイノベーションです。実用化を見据えた研究開発を加速度的に促進します。規制改革などの政策を総動員し、グリーン投資の更なる普及を進めるとともに、脱炭素社会の実現に向けて、国と地方で検討を行う新たな場を創設するなど、総力を挙げて取り組みます。環境関連分野のデジタル化により、効率的、効果的にグリーン化を進めていきます。世界のグリーン産業をけん引し、経済と環境の好循環をつくり出してまいります。

省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギー[§]を最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立します。長年続けてきた石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換します。

出典：首相官邸ホームページ

3) 東京都の動向

■東京都による CO₂ 排出実質ゼロ実現に向けた戦略の策定

東京都では、令和元（2019）年5月、世界の大都市の責務として、令和32（2050）年にCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京[§]」を実現することを宣言しました。また、同年12月にそのためのビジョンと具体的な取組、ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。

この戦略では、省エネルギーと再生可能エネルギー活用によるCO₂排出量の最小化、プラスチック対策、ZEV[§]（ゼロエミッション・ビークル）の普及など、多様な取組を進めるロードマップが示されています。

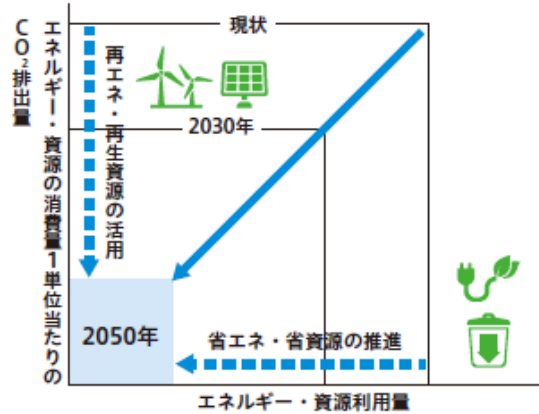


図 1.1-1 ゼロエミッション東京戦略におけるCO₂排出量の最小化のイメージ

■行動の加速化に向けた政策強化

新型コロナの猛威により世界が未曾有の危機に直面する中で、気候危機の状況は一層深刻化する中、東京都では、2050年CO₂排出実質ゼロに向けて、2030年までの今後の10年間の行動が極めて重要であるとし、令和3（2021）年1月には、令和12（2030）年までに都内の温室効果ガス排出量を50%削減（平成12〔2000〕年比）すること、再生可能エネルギー電力の利用割合を50%程度まで高めることを表明しました。令和3（2021）年3月には、「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」を策定しました。

《コラム》ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Reportの概要

2030年までのCO₂排出量の半減、カーボンハーフの実現に向け、令和（2019）年12月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」を6分野・14政策のロードマップを改定した戦略です。

具体的な取組を進める6つの分野・14の政策

I エネルギーセクター	①再生可能エネルギーの基幹エネルギー化 ②水素エネルギーの普及拡大	
II 都市インフラセクター [建築物]	③ゼロエミッションビルの拡大	
III 都市インフラセクター [運輸]	④ゼロエミッションビークルの普及促進	ZEV普及プログラム
IV 資源・産業セクター	⑤3Rの推進 ⑦食品ロス対策	⑥プラスチック対策 ⑧フロン対策 プラスチック削減プログラム NEW 食品ロス削減推進計画
V 気候変動適応セクター	⑨適応策の強化	NEW 気候変動適応計画
VI 共感と協働 -エンゲージメント&インクルージョン-	⑩多様な主体と連携したムーブメントと社会システムの変革 ⑪区市町村との連携強化 ⑬世界諸都市等との連携強化	⑫都庁の率先行動 ⑭サステナブルファイナンスの推進 NEW ゼロエミッション行動計画

各政策のロードマップ



出典：「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」の概要

新たな戦略では、2030年までのCO₂排出量の半減、カーボンハーフの実現には、ビジネス、市民生活、都市づくりなど、あらゆる分野の社会経済構造を、脱炭素型に移行する再構築・再設計が必要であるとし、2030年カーボンハーフに向けて必要な社会変革の姿・ビジョンとして「2030・カーボンハーフスタイル」が提起されています。

■都庁の率先行動

東京都は、自らの事務事業に伴う温室効果ガス削減などの取組を一層強化し、2030年カーボンハーフの達成に向け、都民・事業者の取組を牽引していく必要があるとし、令和3(2021)年3月に、全庁的な取組を強力に推進し、都庁における2030年カーボンハーフを目指していく「ゼロエミッション都庁行動計画」を策定しました。

この行動計画では、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用拡大、ZEVの導入推進、使い捨てプラスチック削減、食品ロス削減、フロン対策推進を対象項目としています。

4) 脱炭素社会の実現に向けた更なる取組

■事業者による再生可能エネルギーの活用拡大

地球温暖化やエネルギーコストの上昇等、「化石燃料による発電＝リスク」という認識が世界的に高まっており、化石燃料に依存しない事業活動が求められています。

平成26(2014)年に発足した国際イニシアチブ「RE100」とは、令和32(2050)年までに事業運営を100%再生可能エネルギーで調達することを目標に掲げる企業連合で、「Renewable Energy100%」の頭文字から「RE100」と命名されています。令和2(2020)年9月30日時点で、世界では262社、日本では39社が加盟しています。

◀コラム▶ RE100

企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的な構想があり、世界や日本の企業が参加しています。RE100が世界的な大企業を対象とする取組であることを踏まえ、日本国内の中小企業や自治体等を対象とした取組として令和元(2019)年10月に「再エネ100宣言 RE Action」が発足しています。

また、環境省は令和2(2020)年6月に、RE100の実現に向けた公的機関のための再エネ調達実践ガイド「気候変動時代に公的機関ができること～『再エネ100%』への挑戦～」を公表しています。

出典：環境省ホームページ

■再生可能エネルギーを活用するまちづくりへの期待

国のエネルギー政策では、脱炭素化の実現に向けてエネルギー転換を図り、再生可能エネルギーの主力電源化を目指すとともに、水素・蓄電・デジタル技術の開発などを進めていくことが「第5次エネルギー基本計画」(平成30[2018]年7月閣議決定)で明記されました。

令和元(2019)年に台風による広範な停電被害が発生した際、住宅用太陽光発電設備の自立運転機能により、緊急時の電力供給に対する再生可能エネルギーの役割が注目されました。

今後は、再生可能エネルギーに関する技術革新や普及拡大が進む中、まちの利便性や快適性の向上、防災機能の向上を図りつつ、脱炭素社会に向けた再生可能エネルギーの活用、分散型エネルギーシステムの導入がさらに進んでいくことが予想されます。

《コラム》第5次エネルギー基本計画

「エネルギー基本計画」とは、エネルギー需給に関する政策について、中長期的な基本方針を示したもので、日本のエネルギーに関するすべての政策の土台にこの基本計画があります。また、「エネルギー政策基本法」に基づいて、少なくとも3年ごとに検討を加え、必要があれば変更し、閣議決定を求めることが定められています。平成30(2018)年7月に閣議決定された第5次の「エネルギー基本計画」では、世界のエネルギー情勢を踏まえ、令和12(2030)年、さらに令和32(2050)年を見据えたエネルギー政策の基本方針を検討しており、4つの目標を掲げています。

- ① 安全の革新を図ること
- ② 資源自給率に加え、技術自給率とエネルギー選択の多様性を確保すること
- ③ 「脱炭素化」への挑戦
- ④ コストの抑制に加えて日本の産業競争力の強化につなげること

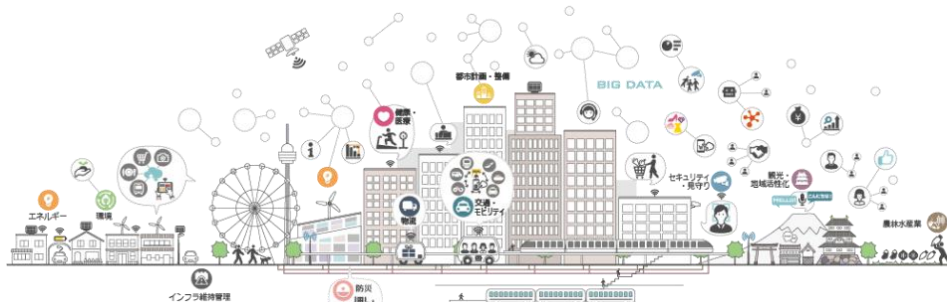
このような中長期的なエネルギー政策は、官民を挙げて総力戦で臨むことが不可欠です。エネルギー基本計画の方針に沿って、着実に、そして大胆に、皆で力を合わせて取り組んでいくことが求められます。

出典：経済産業省資源エネルギー庁ホームページ

《コラム》スマートシティ

スマートシティとは、都市の抱える諸課題に対して、ICT(情報通信技術)等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区のことです。仮想空間と現実空間を高度に融合した「Society 5.0」の実現に向け、官民関係者の連携のもと、世界の先導役となる取組を展開します。

現在、国ではスマートシティの実現に向けて様々な分野で取組が進められています。エネルギー分野では、経済産業省によって再生可能エネルギーや水素エネルギー等の事業、環境省によって再生可能エネルギーや地域における低炭素化、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル/ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEB・ZEH)等の省エネルギー関連、自立分散型エネルギーシステムの導入拡大等の事業が行われてきています。



スマートシティ イメージ

出典：国土交通省「スマートシティ 官民連携プラットフォーム」ホームページ
スマートシティの実現に向けて【中間とりまとめ】(平成30〔2018〕年8月、国土交通省都市局)

(3) 調布市役所のこれまでの地球温暖化対策の取組

調布市役所では、市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に取り組むため、平成16(2004)年度に「調布市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、その後、平成22(2010)年度の策定を経て、平成28(2016)年3月に「第3次調布市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(計画期間:平成28〔2016〕年度～令和2〔2020〕年度)(以下「第3次計画」という。)を策定しました。

平成12(2000)年7月には、環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の認証を取得し、平成21(2009)年7月からはISO14001に適合していることを自ら宣言する「自己適合宣言」方式に移行しています。継続的な改善を図る環境マネジメントシステムの運用のもと、事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減等にも取り組んでいます。

また、平成18(2006)年度から平成22(2010)年度に「調布市庁舎・文化会館たづくりESCO事業」を調布市第1号のESCO事業として実施し、平成20(2008)年度にESCO事業表彰金賞を受賞するなど、導入前と比べ、調布市庁舎で25%程度、文化会館たづくりで13%程度の省エネとなりました。

平成22(2010)年3月には、市域から排出される温室効果ガスの削減を図るため、「調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下「区域施策編」という。)を策定し、その後、令和3(2021)年3月には新たな計画を策定しました。市民・事業者・市等の各主体の役割と連携の下で、地球温暖化防止のための施策を推進しています。

さらに、令和3(2021)年3月に市長が「2050年ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。今後、国・東京都と連携し、市民や事業者と協働して地球温暖化対策の取組を推進していきます。

《コラム》CHOFU プラスチック・スマートアクション

令和2(2020)年4月に立ち上げた取組で、職員による率先行動や市民・事業者と一体となった行動により、プラスチックごみの減量やプラスチックごみの海洋流出防止につながる3つのアクションを掲げて、取組を積極的に実施していきます。

アクション① 市としての率先行動の促進(市庁舎での取組)

アクション② 市民・事業者等との協働による取組

アクション③ 東京2020大会を契機とした取組とその他の取組



多摩川クリーン作戦の様子

2 計画の目的及び位置付け

(1) 計画の目的

「第4次調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」という。）は、調布市役所が、市内の一事業者として、環境負荷の低減や地球温暖化対策の推進に率先して取り組むため、事務・事業に伴い排出する温室効果ガスを削減するための計画です。

(2) 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第21条第1項に基づき、市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減並びに温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に取り組むための計画として策定します。

本計画は、調布市環境基本条例及び調布市役所環境方針に基づき、市役所自ら範を示し、職員一人一人の知恵と行動力を結集し、全庁を挙げて地球環境問題に取り組む指針とします。

また、「調布市環境基本計画」及び「区域施策編」（令和3〔2021〕年3月策定）に掲げた「脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及」のうち「市の率先行動」を具体的に進めるための実行計画に位置付けます。

さらに、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）や都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「東京都環境確保条例[§]」という。）への対応を行うとともに、その他関連のある法律や条例、調布市の計画等と整合を図ります。

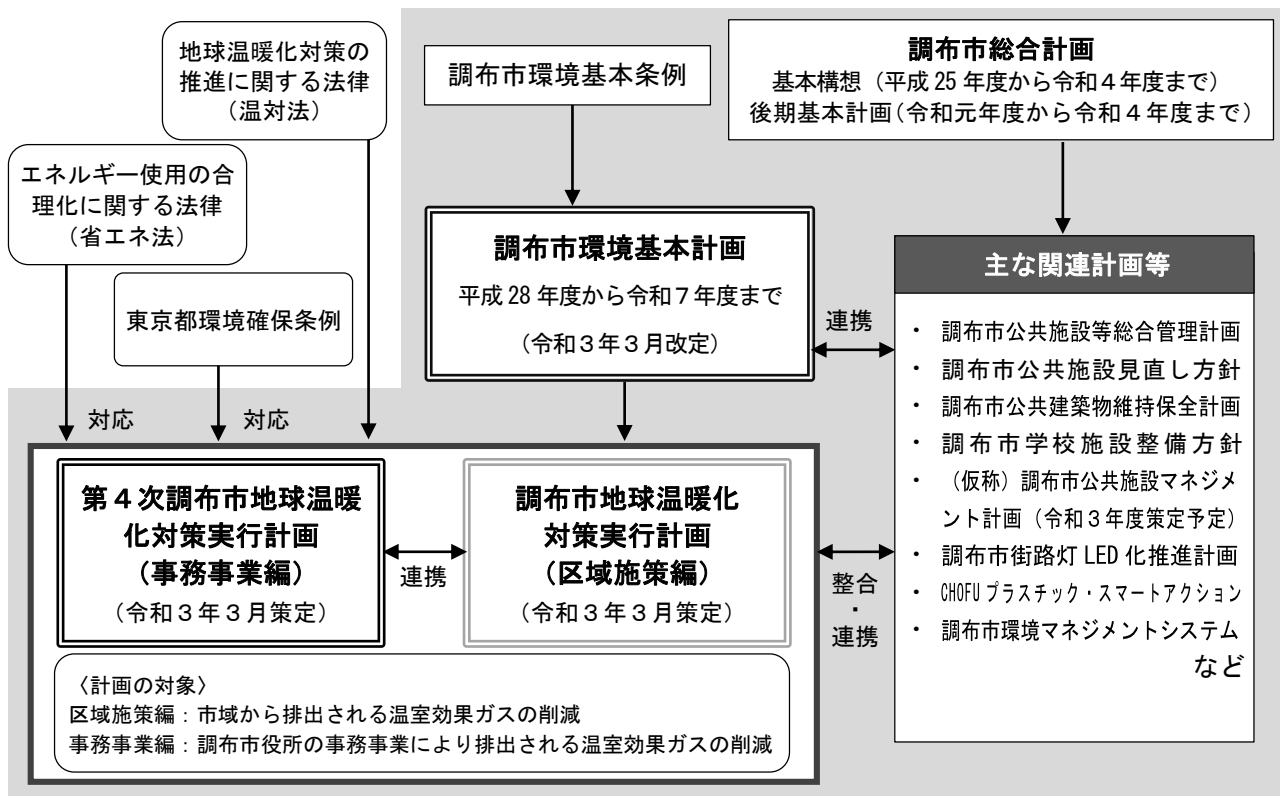


図 1.2-1 計画の位置付け

《コラム》温対法

地球温暖化対策の推進に関する法律の略称。平成 18 (2006) 年 4 月 1 日から、温室効果ガスを多量に排出する者（特定排出者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられました。また、国は報告された情報を集計し、公表することとされています。

各事業者が自らの活動により排出される温室効果ガスの量を算定・把握することにより、排出抑制対策を立案し、実施し、対策の効果をチェックし、新たな対策を策定して実行することが可能になります。




また算定された排出量を国が集計し、公表することにより、事業者は、自らの状況を対比し対策の見直しにつなげることが可能になります。

出典：環境省「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度」ホームページ

《コラム》省エネ法

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の略称。「内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としているもので、工場や建築物、機械機器について、省エネ化を進め、効率的に使用するための法律です。

省エネ法におけるエネルギーとは、以下に示す燃料、熱、電気を対象としています。廃棄物からの回収エネルギーや風力、太陽光等の非化石エネルギーは対象となりません。

燃料		<ul style="list-style-type: none"> ・原油及び揮発油（ガソリン）、重油、その他石油製品（ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガス） ・可燃性天然ガス ・石炭及びコークス、その他石炭製品（コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス）であって、燃焼その他の用途（燃料電池による発電）に供するもの
熱		<ul style="list-style-type: none"> ・上記に示す燃料を熱源とする熱（蒸気、温水、冷水等） 対象とならないもの：太陽熱及び地熱など、上記の燃料を熱源としない熱のみであることが特定できる場合の熱
電気		<ul style="list-style-type: none"> ・上記に示す燃料を起源とする電気 対象とならないもの：太陽光発電、風力発電、廃棄物発電など、上記燃料を起源としない電気のみであることが特定できる場合の電気

出典：経済産業省資源エネルギー庁「省エネポータルサイト」ホームページ

3 対象範囲

(1) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項で規定する7種類の物質のうち調布市役所の事務事業から排出される4物質（二酸化炭素〔CO₂〕、メタン〔CH₄〕、一酸化二窒素〔N₂O〕及びハイドロフルオロカーボン〔HFC〕）とします。

なお、本計画における削減目標としては、調布市役所の事務事業から排出される温室効果ガスの99%以上を占め、かつ調布市役所の取組において主たる削減対象となっているCO₂を対象とします。

(2) 計画の対象範囲

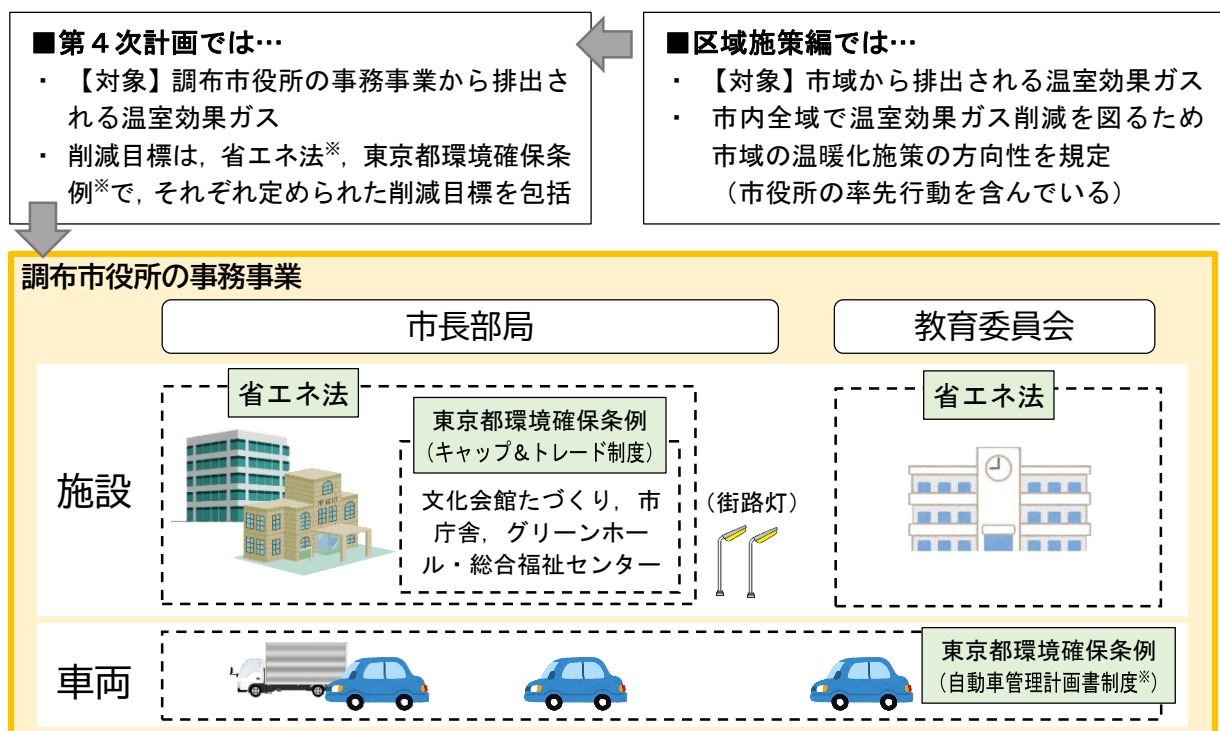
1) 事務事業の範囲

対象とする事務事業の範囲は、調布市役所の事務事業（調布市役所を構成する組織が管理（所有権又は賃借権がある）している施設・車両）とします。

2) 組織施設等の範囲

対象とする組織は、調布市役所を構成する組織（市長部局及び教育委員会）とし、その組織が管理している施設・車両等を対象とします。外局（監査事務局、議会事務局、選挙管理事務局、会計課）は、市長部局の一部として含めます。

指定管理者制度等導入施設については、対象施設に含め、温室効果ガスの排出の抑制等が可能である場合、受託者等に対しても必要な措置を講じるよう要請します。



※ 詳細は11頁を参照

図1.3-1 計画の対象範囲

なお、計画の対象範囲においては、省エネ法により、「市長部局」及び「教育委員会」が特定事業者（年間のエネルギー使用量が原油換算 1,500kℓ以上の事業者）に指定されています。

東京都環境確保条例については、「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」（以下「キャップ&トレード制度[※]」という。）により、文化会館たづくり、市庁舎、グリーンホール及び総合福祉センターが「指定地球温暖化対策事業所」に指定されています。また、調布市役所（事業者）として車両を所有しているため「自動車管理計画書」の特定事業者指定されています。

表 1.3-1 省エネ法，東京都環境確保条例の概要

省エネ法	対象施設	事業者（市長部局，教育委員会）それぞれのエネルギー使用量（原油換算値）が合計して 1,500kℓ/年度以上である場合	
	目標	エネルギー消費原単位 ^{※1} を中長期的にみて年平均 1%以上低減 ^{※2} ，又は電気需要平準化評価原単位 ^{※3} の低減	
	取り組むべき事項	判断基準（エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に実施するために必要な判断の基準となるべき事項についての告示）に定めた措置の実践（管理標準の設定，省エネ措置の実施など）	
	事業者クラス分け評価と対応	定期報告の結果を基に，S・A・B・Cの4段階のクラスに評価 Sクラス（優良な事業者）：経済産業省ホームページで公表 Aクラス（一般的な事業者）：特段なし Bクラス（省エネが停滞している事業者）：注意喚起文書の送付，現地調査等を受ける場合がある Cクラス（注意を要する事業者）：指導を受ける	
環境確保条例	キャップ&トレード制度	対象施設（指定地球温暖化対策事業所）	<ul style="list-style-type: none"> 前年度のエネルギー使用量が原油換算 1,500kℓ以上
		温室効果ガス排出総量削減義務の削減義務率 ^{※4}	<ul style="list-style-type: none"> 第3計画期間（令和2〔2020〕～令和6〔2024〕年度平均）：27%以上（オフィスビル等） 削減できない場合は，排出量取引（未達成分の温室効果ガスを購入）等の対策措置が必要 令和7（2025）年度以降（第4計画期間）の削減義務率は別に設定される
	自動車管理計画書制度	対象者（特定事業者）	<ul style="list-style-type: none"> 都内（島しょを除く）に事業所があり，30台以上の自動車を使用する事業者
		義務内容	<ul style="list-style-type: none"> 低公害・低燃費車の導入，エコドライブ及び自動車の使用の合理化の措置等に関する計画を記載した自動車環境管理計画書を作成・提出

- ※1 エネルギー消費原単位：エネルギー使用量÷エネルギー使用量と密接な関係を持つ値（建物床面積，開館時間等）。
- ※2 中長期的にみて年平均 1%以上低減：過去 5 年度間の原単価が年平均 1%以上改善していること。改善出来なかった場合は，省エネ法の定期報告書「5 年度間の平均原単位変化」欄に，その理由の記載が求められる。
- ※3 電気需要平準化時間帯における電気使用量を削減した場合，これ以外の時間帯における削減よりも原単位の改善率への寄与が大きくなるよう，電気需要平準化時間帯の電気使用量を 1.3 倍して算出するもの。電気需要平準化時間帯の電気使用量の変化に伴う原単位の変動が，エネルギー消費原単位に比べ大きく評価されることとなる。
- ※4 削減義務率：第 2 計画期間で適用した基準排出量（平成 15〔2003〕～17〔2005〕年度の温室効果ガス排出量の平均値）を使用して比較する。

4 計画期間及び基準・目標年度

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

ただし、国が目標年度とする令和12（2030）年度における中期目標と、中期目標を展望しつつ、本計画の目標年度である令和7（2025）年度において達成すべき短期目標を設定します。

計画の基準年度は、令和元（2019）年度とします。

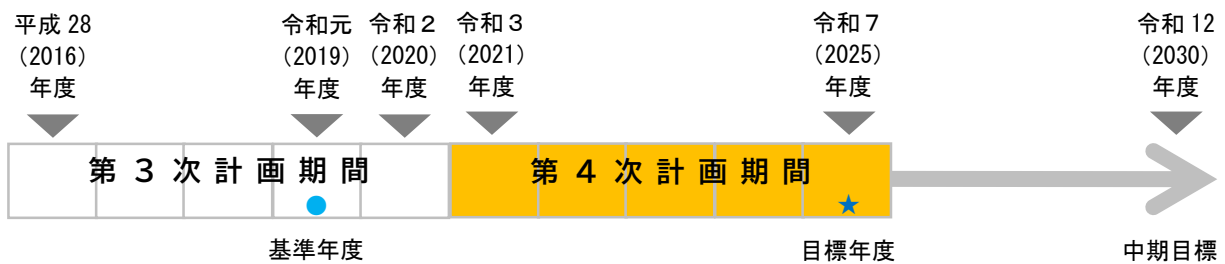


図 1. 4-1 計画の期間

5 策定の視点

本計画は、第3次計画における温室効果ガス排出量の推移や具体的取組の進捗状況の検証（14頁～20頁参照）を踏まえ、次の視点を取り入れ策定します。

（1）社会情勢の変化や国内外の動向への対応

第3次計画の策定以降、国や東京都では、「パリ協定」を受けてそれぞれ令和12（2030）年度（または年）の削減目標を設定し、温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「脱炭素社会」、「ゼロエミッション」を目指すことが示されました。

深刻さを増す豪雨や台風による災害、記録的な猛暑など、気候危機に直面している現状を認識し、調布市役所自らが率先して「脱炭素社会」に向けた取組を進め、令和32（2050）年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指していく計画とします。

（2）調布市の関連計画との連携・整合

区域施策編に掲げた「施策1 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及」では、市民・事業者の模範となるべく、市役所における率先的な行動を実行していくこととしています。また、公共施設の建築物については、「調布市公共建築物維持保全計画」（平成22〔2010〕年3月）の基本方針の一つに「外部に与える環境負荷の低減」を挙げ、省エネルギー化への対応、環境負荷を考慮した工法の採用などによる環境負荷を可能な限り低減させるとしています。

これらを受けて、環境マネジメントシステムに基づき取り組んできた職員による日常的な省エネルギー行動を継続するとともに、省エネルギー型の施設整備や設備改修、施設管理といった総合的な取組を位置付け、脱炭素化につなげていく計画とします。

（3）SDGsへの貢献が見える化した計画の策定

SDGsは世界共通の目標であり、それらの達成を目指すためには、国や企業、NPO・NGOのほか地方公共団体も取り組んでいくことが期待されます。調布市役所においても、職員による率先行動や市民・事業者と一体となった行動により、脱炭素社会の実現を見据えて、持続可能な社会に向けた取組を推進します。

このため、SDGsの17の目標のうち特に本計画と関連が深い目標について、SDGsへの貢献を職員が意識して温室効果ガス削減に取り組むことができる計画とします。



図1.5-1 特に本計画と関連が深いSDGsの目標

第2章 第3次計画の進捗状況

1 温室効果ガス排出量等の推移

(1) 第3次計画の目標

第3次計画では、平成26(2014)年度の温室効果ガス排出量14,859t-CO₂に対し、「令和2(2020)年度までに排出量3.2%(470t-CO₂)以上削減」かつ「中長期的に見てエネルギー消費原単位年平均1%以上の低減」を目標として掲げていました。

(2) 温室効果ガス排出量の推移

第3次計画期間中の温室効果ガス排出量(二酸化炭素[CO₂], メタン[CH₄], 一酸化二窒素[N₂O]及びハイドロフルオロカーボン[HFC])は、平成26(2014)年度と比較し、令和元(2019)年度には14,528 t-CO₂(基準年度比2.2%減)となり、削減目標の達成に向けて進捗しています。また、毎年度変動する電気事業者の排出係数[§]の変動の影響を除外し、エネルギー使用量の増減を反映した値で検証するために算出した「参考値」では、令和元(2019)年度は基準年度比6.7%増となります。

令和元(2019)年度の温室効果ガス排出量の内訳は、CO₂が99.98%, その他の温室効果ガス(CH₄, N₂O, HFC)が0.02%でした。

表 2. 1-1 第3次計画期間における温室効果ガス排出量実績の推移

項目	年度	H26(2014) 【基準年度】	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)
	①公共施設の使用による排出量		14,677	14,681	15,498	14,416
②庁用車の使用による排出量		182	175	169	139	138
③温室効果ガス総排出量(①+②)		14,859	14,856	15,667	14,555	14,528
	基準年度比(%)	—	0.0	5.4	-2.0	-2.2
参考値(※1)		14,859	15,590	16,043	15,873	15,855
	基準年度比(%)	—	4.9	8.0	6.8	6.7

※1 「参考値」は、基準年度値と同じ排出係数(電気事業者別排出係数—平成25年度実績—平成26年12月5日公表)を用いて算出した値。

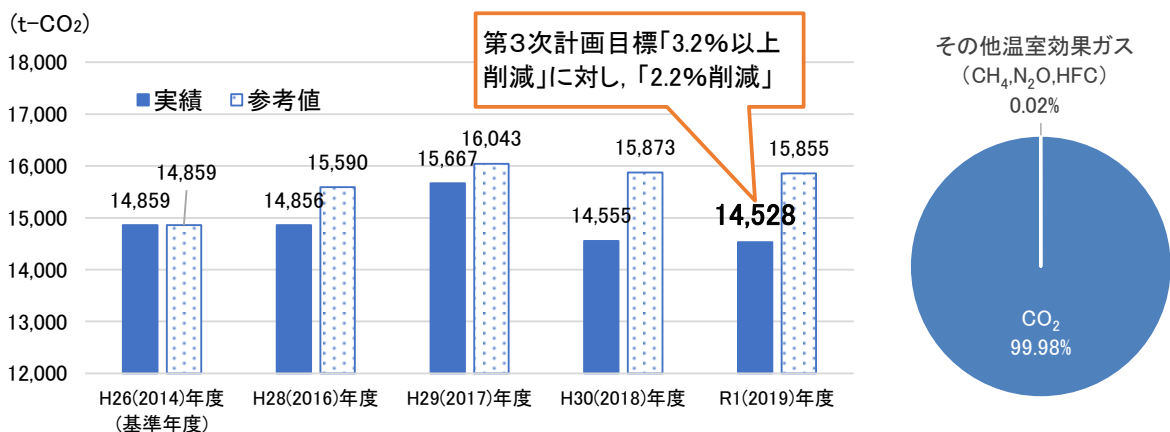


図 2. 1-1 温室効果ガス排出量の推移及び令和元(2019)年度の温室効果ガス排出量の内訳

(3) エネルギー消費原単位の推移

平成27(2015)年度から令和元(2019)年度までの5年間のエネルギー消費原単位の変化を見ると、市長部局(たづくりを除く)が2.7%低減となり、目標を達成しました。一方、市長部局(たづくり)が0.7%低減、教育委員会は1.0%増加となりました。

(4) 公共施設における温室効果ガス排出量・エネルギー使用量

全施設におけるエネルギー別の温室効果ガス排出割合を見ると、平成26(2014)年度、令和元(2019)年度ともに電力が約7割、都市ガスが約3割を占めています。

令和元(2019)年度は、都市ガスやA重油など電力以外のエネルギーの使用に伴う温室効果ガス排出量が増加したものの、電力使用に伴う排出量が減少し、全体的には286.4t-CO₂の減少となりました。

なお、電力使用に伴う温室効果ガス排出量は、基準年度比6.7%減ですが、電力使用量で見ると基準年度比1.2%減にとどまります。これは、電力を供給している東京電力エナジーパートナー株式会社の電力排出係数が、平成26(2014)年度の0.531kg-CO₂/kWhから、令和元(2019)年度の0.468kg-CO₂/kWhへと低減(11.9%減)されたことが要因となっています。

都市ガス使用に伴う排出量の増加(基準年度比9.8%増)は、市立小中学校での空調設備の導入の影響を受けていると考えられます。

表2.1-2 施設におけるエネルギー別温室効果ガス排出量と排出割合

エネルギー	H26(2014)年度			R1(2019)年度			排出量の増減	
	使用量	排出量(t-CO ₂)	排出割合(%)	使用量	排出量(t-CO ₂)	排出割合(%)	増減量(t-CO ₂)	増減率(%)
①電力	21,311 千kWh	10,565	72.0	21,055 千kWh	9,854	68.5	-711	-6.7
②都市ガス	1,832 千m ³	3,975	27.1	2,011 千m ³	4,364	30.3	388	9.8
③LPG	0.7 m ³	4.4	0.0	0.9 m ³	6.1	0.0	1.8	41.1
④A重油	48.0 kL	130.1	0.9	61.2 kL	165.9	1.2	35.8	27.5
⑤軽油	0.9 kL	2.3	0.0	0.2 kL	0.6	0.0	-1.7	-74.8
計		14,677	100.0		14,390	100.0	-286.4	-2.0

※ 小数点以下四捨五入により、合計値と内訳の和が合致しない場合があります。

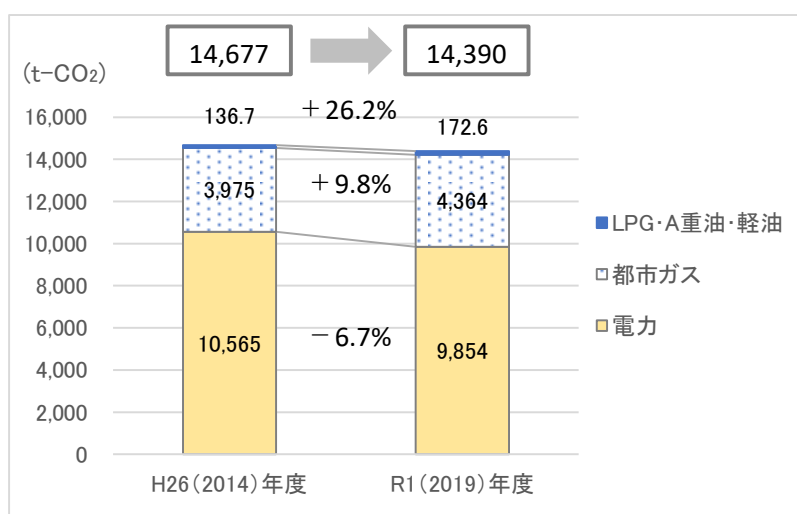


図2.1-2 施設におけるエネルギー別温室効果ガス排出量の変化

(5) 温室効果ガスの排出の多い公共施設の特徴

このうち温室効果ガスが多い上位 10 施設の排出量は、7,315t-CO₂で、全施設の排出量の 50.9%を占めています。

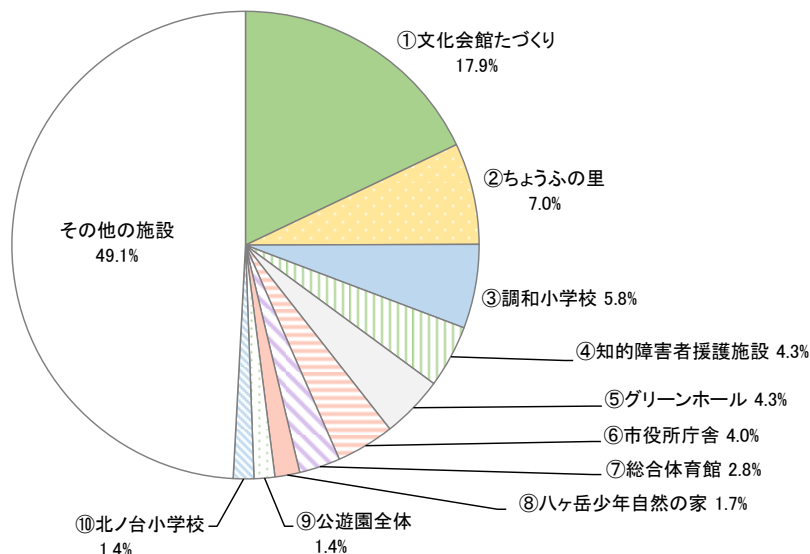


図 2. 1-3 施設における温室効果ガス排出量と排出構成比

令和元（2019）年度に温室効果ガス排出量の多い上位 10 施設のエネルギー消費原単位（エネルギー使用量を建物床面積で除した値）を見ると、平成 26（2014）年度に対し、文化会館たづくりやちょうふの里では減少しました。一方、調和小学校や総合体育館、北ノ台小学校は増加しました。

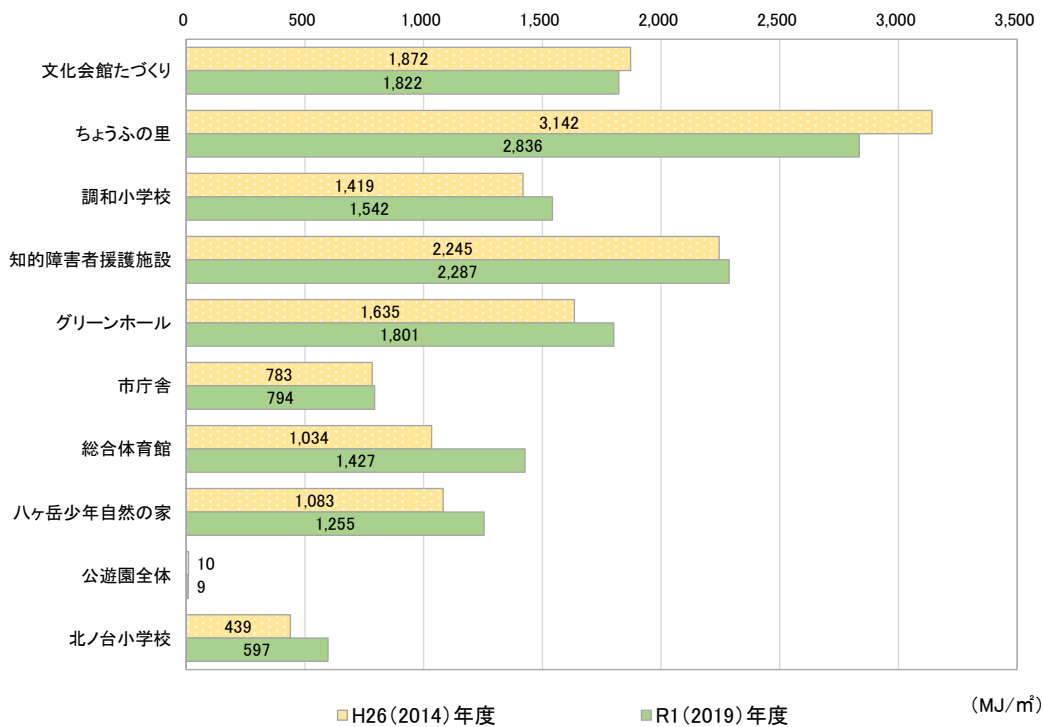


図 2. 1-4 温室効果ガス排出量の多い上位 10 施設（令和元〔2019〕年度）におけるエネルギー消費原単位の変化

令和元（2019）年度における電力使用量の多い施設は、文化会館たづくり，市庁舎，ちょうふの里，グリーンホールの順でした。

また，都市ガス使用量の多い施設は，ちょうふの里，調和小学校，知的障害者援護施設の順でした。

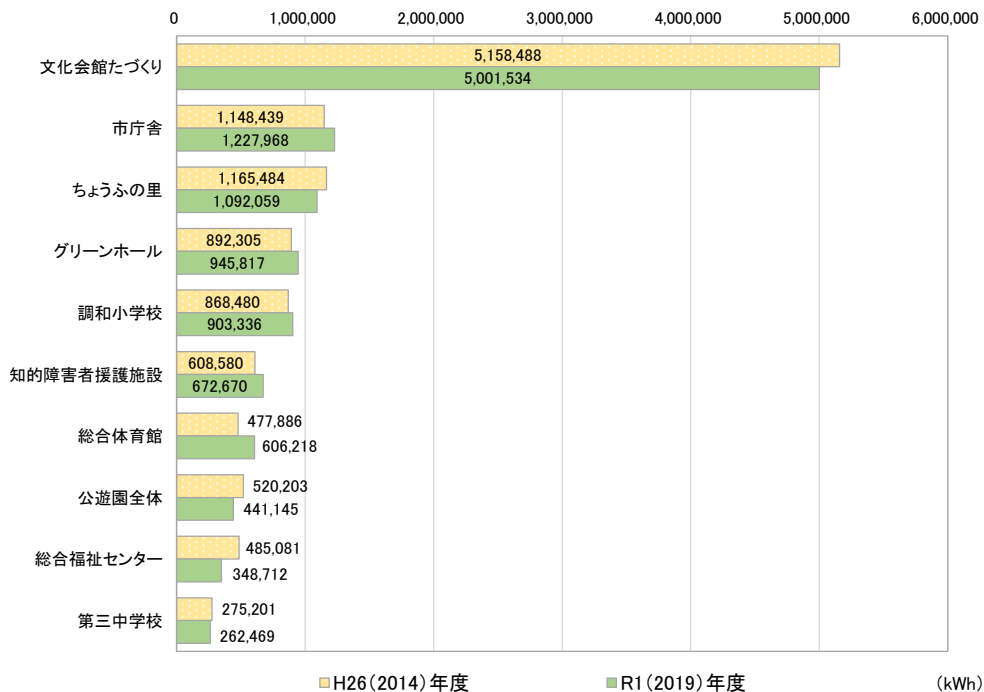


図 2. 1-5 令和元（2019）年度における電気使用量の多い上位 10 施設

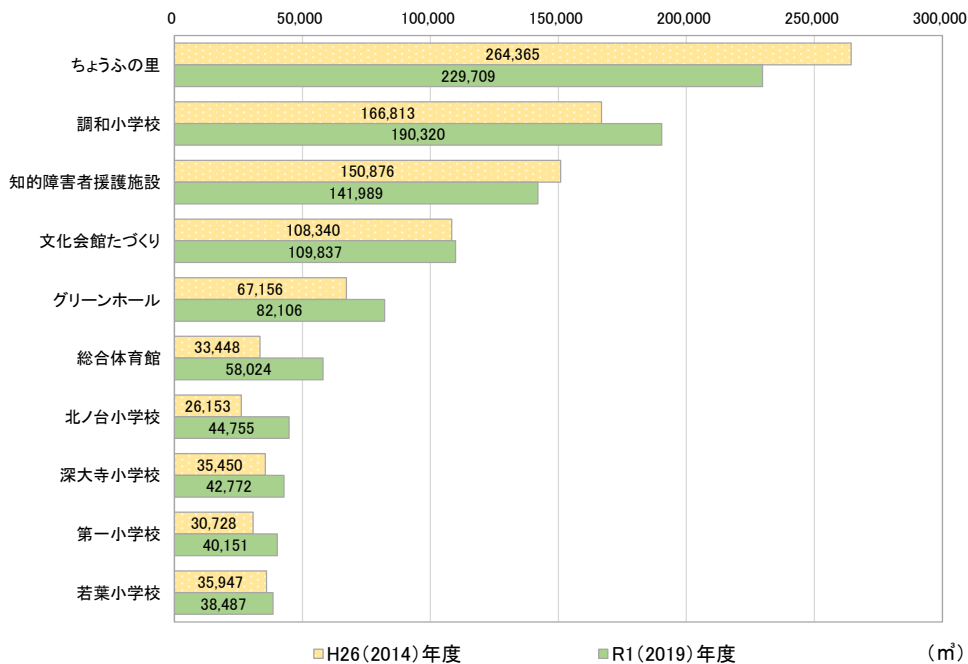


図 2. 1-6 令和元（2019）年度における都市ガス使用量の多い上位 10 施設

2 具体的取組の進捗状況

(1) 省エネ設備改修等に関する取組

第3次計画では、計画期間中の省エネ設備改修等を具体的な取組として位置付け、そうした取組によってCO₂削減を図ることとしていました。令和元（2019）年度までの改修等の実施状況は、ほぼ計画どおり実施され、これらの改修等による予定削減CO₂量は566t-CO₂となっています。

表 2.2-3 省エネ設備改修等

管理対象	施設	第3次計画期間中における省エネ設備改修等	平成27年度から令和元年度
市長部局 (文化会館たづくりを除く)	総合福祉センター	空調設備の交換	完了
	グリーンホール	空調動力(ポンプ)のインバータ化	完了
	ちょうふの里	空調機外気量制御	完了
	第五保育園	LED照明の導入	完了
	神代保育園	LED照明の導入	完了
	宮の下保育園	LED照明の導入	完了
	東部保育園	LED照明の導入	完了
	東部児童館	LED照明の導入	完了
	国領児童館	LED照明の導入	完了
	調布ヶ丘地域福祉センター	LED照明の導入	完了
文化会館 たづくり	文化会館 たづくり	LED誘導灯の導入	完了
		氷蓄熱1次冷水ポンプのインバータ化 アトリウム樹木のフェイク化 LED照明の導入 ボイラー制御盤更新	完了 完了 完了 -
教育委員会	市立小中学校	LED照明の導入	H26年度 ～R1年度: 3,555本設置
		体育館照明LED化(第三小)	完了
		体育館照明LED化(深大寺小)	完了
		体育館照明LED化(上ノ原小)	完了
		体育館照明LED化(石原小)	完了
		体育館照明LED化(若葉小)	-
		体育館照明LED化(緑ヶ丘小)	完了
		体育館照明LED化(北ノ台小)	-
		体育館照明LED化(多摩川小)	完了
		体育館照明LED化(国領小)	-
		体育館照明LED化(布田小)	-
		体育館照明LED化(神代中)	完了
		体育館照明LED化(第三中第2体育館)	完了
		体育館照明LED化(第五中)	完了
		体育館照明LED化(第六中)	完了
	太陽光発電システム導入(第五中)	完了	
	キュービクルの更新(第一小,第二小, 滝坂小, 深大寺小, 北ノ台小, 布田小, 調布中, 神代中, 第三中, 第五中, 第六中, 第七中, 第八中)	13/13校完了	
	図書館	LED照明の導入(国領分館)	完了
		LED照明の導入(神代分館)	完了
		LED照明の導入(宮の下分館)	完了
LED照明の導入(富士見分館)		完了	
公民館	LED照明の導入(東部公民館)	完了	

※ハイフン（-）は、当該工事を第3次計画期間中に実施しないこととしたもの。

(2) 公共施設の新築・改修等による環境配慮

調布市役所が行う公共工事における環境への配慮を推進することを目的に、調布市環境配慮指針に基づき、一定規模以上の公共工事を対象に、計画段階から着実に環境配慮を行うため、環境配慮チェックシートにより供用開始段階まで進行管理を行っています。

令和元（2019）年度の対象工事件数は、土木工事7件、建築工事24件、その他工事（設備工事等）3件、環境配慮指針に基づき工事を実施しました。

(3) 施設管理等での取組

東京都環境確保条例の対象施設である文化会館づくり、市庁舎、グリーンホール、総合福祉センター及びエネルギー消費量の多いちょうふの里では、省エネ法の判断基準を基に作成した管理標準に基づき、設備等の運転管理、保守点検、計測・記録等を行っています。

(4) 職員共通の取組～省エネ行動～

調布市役所では、環境マネジメントシステムに基づき、毎年度に目標設定をし、四半期毎の目標の進捗管理を行っています。

令和元（2019）年度は市庁舎の電気・ガス・水道の使用量の抑制や、可燃物・不燃物の排出量の抑制に係る目標を設定し取組を進めました。また、各課独自の環境目標として、「紙の使用量削減」「文書管理システム等によるペーパーレス化」「ノー残業デーにおける定時退庁」「外出時の公共交通機関や自転車の利用」などを設定し、環境負荷の低減に取り組みました。

(5) 職員意識の啓発

調布市役所では、環境マネジメントシステムに基づき、環境研修を行っています（対象：新規採用職員、ISO担当者、所属長（課長職）以上の管理職、内部監査員）。また、ISO14001に関することや環境施策に関する各種取組を市職員に周知するため「ちょうふISO譜°（ちょうふいそっぷ）」を年数回発行し、市ホームページにも掲載しています。

3 第3次計画に基づく取組状況と今後の課題

検証項目	第3次計画に基づく取組状況	今後の課題
施設における温室効果ガス排出量・エネルギー使用量	<p>温室効果ガス排出量の約7割を占める電力使用に伴う温室効果ガス排出量は、基準年度から令和元（2019）年度までに6.7%減少しました。</p> <p>ただし、これには排出係数が低減（平成26〔2014〕年度の0.531 kg-CO₂/kWh から令和元〔2019〕年度の0.468 kg-CO₂/kWh となり11.9%減）したことによる影響が反映されており、電力使用量で見ると、1.2%減にとどまります。</p>	<p>●省エネの継続, 再生可能エネルギー利用の拡大を進めること</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、省エネルギー行動を徹底してエネルギー使用量の抑制を図ることが必要です。 再生可能エネルギー利用の拡大に向けて、電力調達方針の策定により、排出係数が小さい小売電気事業者から電力を調達することが有効です。 脱炭素社会を見据え、再エネ100%電力を安定的に調達していくことが望まれます。
職員共通の取組～省エネ行動	<p>環境マネジメントシステムの運用状況からも、職場での職員による省エネ行動が一定程度進み、更なる削減余地が少なくなっていることが推察されます。</p>	<p>●各施設の特性にあった対策を講じていくこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 省エネ法の判断基準を基に作成する管理標準を用い、各施設での設備等の保守・管理、運用改善を進めていくことが効果的です。
温室効果ガスの排出が多い施設の特徴	<p>エネルギー消費原単位を見ると、平成26（2014）年度と比較し令和元（2019）年度は、文化会館たづくりやちょうふの里では減少しました。一方、調和小学校や総合体育館、北ノ台小学校は増加しました。</p>	<p>●省エネ設備改修による効果を見える化すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 省エネ診断の受診や省エネ設備改修を実施した施設の削減効果を算出・検証し、効果的な省エネ設備改修を優先的に進めていくことが必要です。
省エネ設備改修等に関する取組	<p>第3次計画の計画期間においては、省エネ設備改修の計画に基づき空調設備の交換、LED照明の導入などが進められました。</p>	

第3章 計画の目標(本計画)

温室効果ガス排出量(二酸化炭素)の削減目標

〈短期目標〉2025年8.4%(2019年比)省エネ法達成ペース
(前年度比1%削減), 〈中期目標〉2030年40%(2013年比)

1 削減目標の設定

(1) 温室効果ガス排出量の削減目標の設定の考え方

調布市は、区域施策編に基づき、国や東京都による「脱炭素社会」、「ゼロエミッション」への取組を踏まえ、市域における温室効果ガス排出量の削減に率先して取り組み、令和32(2050)年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指します。

本計画では、国の「地球温暖化対策計画」で地方公共団体の事務事業に該当する「業務その他部門」に求められている、「令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で温室効果ガス排出量約40%削減」に準じ、「中期目標」を掲げます。また、省エネ法の目標達成に加え、施設改修等をとらえた脱炭素化などの市役所の率先取組により達成が見込まれる「短期目標」を設定します。

また、本計画における削減目標としては、調布市役所の事務事業から排出される温室効果ガスの99%以上を占め、かつ調布市役所の取組において主たる削減対象となっているCO₂を対象とします。

なお、本計画期間では、電力の調整後排出係数を用いて算定した温室効果ガス排出量も併せて把握していきます。

(2) 温室効果ガス排出量(二酸化炭素)の削減目標

〈中期目標〉

令和元(2019)年度の排出量(再算定値^{※1}〔街路灯を含む〕)15,880t-CO₂に対し、令和12(2030)年度までに排出量33.8%^{※2}以上削減(10,525t-CO₂以下)を目指します。

※1 50頁 参考資料「1 基準年度(令和元〔2019〕年度)の温室効果ガス排出量(二酸化炭素)」参照。
※2 平成25(2013)年度の温室効果ガス排出量(再算定値〔街路灯を含む〕)17,543t-CO₂に対し、40%削減に相当。

〈短期目標〉

「令和元(2019)年度の排出量(再算定値〔街路灯を含む〕)15,880t-CO₂に対し、令和7(2025)年度までに排出量8.4%以上削減(14,546t-CO₂以下)」かつ「中長期的に見てエネルギー消費原単位年平均1%以上」を目指します。

注1) 削減目標の達成状況の評価に当たっては、各年度の温室効果ガス排出量の実績の算出に地球温暖化対策の推進に関する施行令及び電気事業者別の排出係数を使用します。

注2) 計画期間中の施設等の新設・改廃等による温室効果ガスの排出量の増減も目標年度における「温室効果ガス排出量」に含めるものとします。

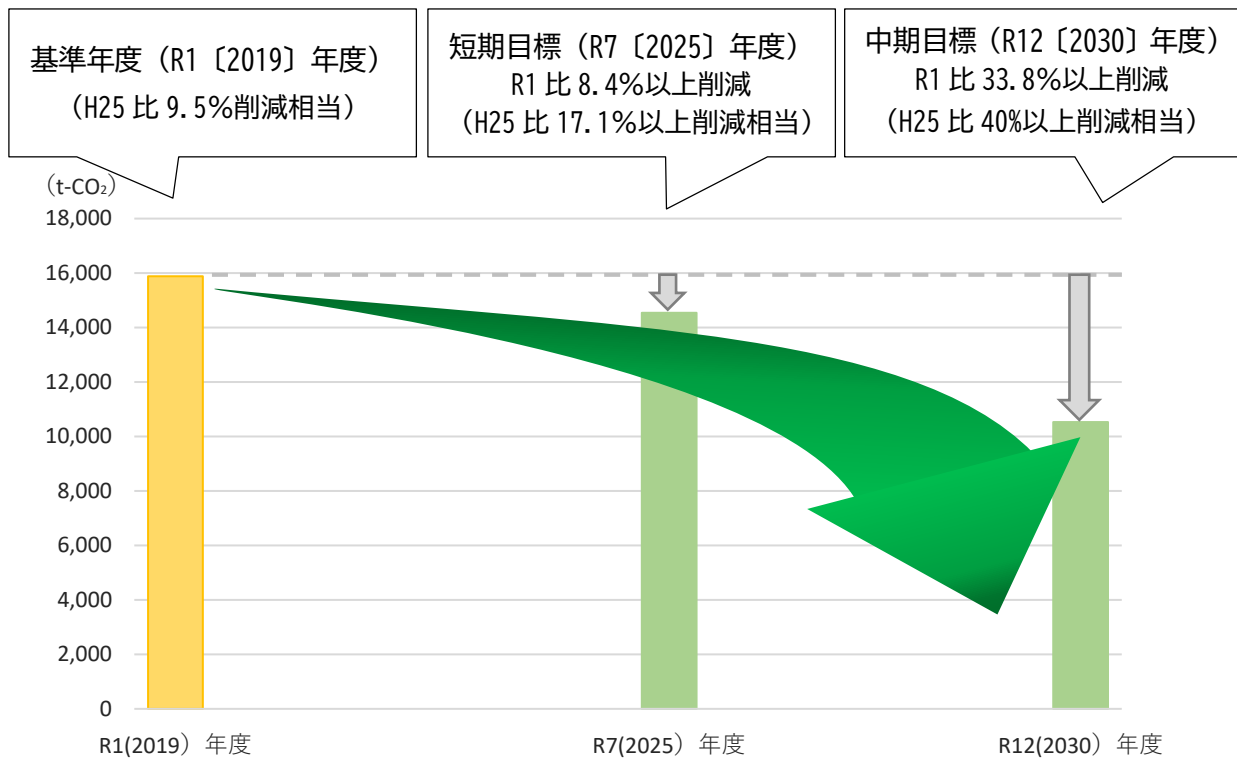


図 3. 1-1 (2) 温室効果ガス排出量 (二酸化炭素) の削減イメージ

調布市役所は、削減目標の達成に向けて、公共施設の新築や改修等の機会をとらえた施設・設備の省エネルギー化、再生可能エネルギー設備の導入、街路灯のLED化等、エネルギー使用量の削減を図ります。また、温室効果ガス排出の少ない（排出係数の小さい）電力の選択など、CO₂排出量の最小化を図ります。

一方、今後、気候変動の影響が進むと気温上昇に伴ってエアコンの使用が増え、ひいては電力使用量や温室効果ガス排出量の増加につながる可能性も考えられます。

削減目標の達成には、前述の対策を計画的に実施していくとともに、これまでに引き続き、各職場の日常業務での率先行動を続けていきます。

(3) 短期目標設定の考え方

1) 省エネ法達成ペース（前年度比1%削減）

① エネルギー由来 CO₂

令和2（2020）年度以降、令和元（2019）年度の各施設・各燃料種の使用量に対し、省エネ法達成ペース（前年度比1%削減）で燃料使用量の削減が進むと想定し、算定しました。

② 車両の使用による CO₂

第3次計画期間の実績値が把握されている平成28（2016）年度から令和元（2019）年度のCO₂排出量の推移から回帰式（指数関数）を求め、令和2（2020）年度以降のCO₂排出量を算定しました。

③ 電力排出係数

令和元（2019）年度の算定に使用した電力排出係数（0.468 kg-CO₂/kWh）が令和12（2030）年度まで継続すると仮定し、算定しました。

以上の考え方から、令和元（2019）年度の排出量15,880t-CO₂に対し、令和7（2025）年度までに排出量8.4%以上の削減としました。

2）令和7（2025）年度までに想定される各施設の改修による削減を見込んだ場合

① エネルギー由来 CO₂

- エネルギー使用量は、令和2（2020）年度以降も令和元（2019）年度の各施設・各燃料種の使用量が横ばいで推移していくと想定しました。
- 「調布市基本計画」（令和元〔2019〕年5月）及び「調布市公共建築物維持保全計画」（平成22〔2010〕年3月）に基づき、老朽度合いから令和2（2020）年度から令和7（2025）年度において想定される、各施設の改修（照明設備、空調設備、受変電設備、体育館照明及びプールボイラー）及び自然流下方式へ切り替えによる施設停止（予定）による削減見込量を考慮しました。
- 省エネ設備改修の内容に応じ、表3.1-1のとおり削減率を設定し、削減見込量を試算しました。

表3.1-1 省エネ設備改修等の内容及びエネルギー削減率

省エネ設備改修等の内容	エネルギー削減率
照明設備改修	施設全体の電気使用量の5%
空調設備改修	施設全体の電気使用量及び都市ガス使用量の5%
受変電設備改修	施設全体の電気使用量の5%
空調設備及び受変電設備改修	施設全体の電気使用量の9%及び都市ガス使用量の5%
照明設備、空調設備及び受変電設備改修	施設全体の電気使用量の13%及び都市ガス使用量の5%
体育館照明設備改修	施設全体の電気使用量の5%
プールボイラー改修	施設全体の都市ガス使用量の5%
自然流下方式へ切り替えによる施設停止（予定）	施設全体のエネルギー使用量の100%

- ・ 計画期間における主な削減見込量は表 3. 1-2 のとおりです。(削減見込量が 1 t-CO₂ 以上の施設のみを記載)

表 3. 1-2 計画期間における主な削減見込量

No.	施設名	省エネ設備改修等の内容	削減見込量 (t-CO ₂)
1	市庁舎	空調設備及び受変電設備改修	51.7
2	下石原地域福祉センター	空調設備改修	1.6
3	市民プラザあくろす	空調設備改修	6.1
4	市民多摩川テニスコート クラブハウス	空調設備改修	4.1
5	総合体育館	照明設備改修 空調設備改修	34.6
6	大町スポーツ施設	空調設備改修	2.1
7	文化会館たづくり	照明設備改修, 空調設備及び受変 電設備改修	304.3
8	金子保育園	空調設備改修	2.4
9	上石原保育園	空調設備及び受変電設備改修	5.1
10	深大寺保育園	空調設備改修	4.7
11	ひまわり保育園	空調設備改修	2.6
12	深大寺児童館	空調設備改修	1.7
13	富士見児童館	空調設備改修	1.6
14	調布ヶ丘児童館	空調設備改修	1.2
15	ちょうふの里	受変電設備改修	25.6
16	国領在宅サービスセンター	受変電設備改修	3.1
17	希望の家	空調設備改修	1.0
18	調布市知的障害者援護施設	空調設備及び受変電設備改修	43.7
19	こころの健康支援センター	空調設備改修	3.7
20	まなびや	空調設備改修	2.7
21	子ども発達センター	空調設備改修	2.5
22	多摩川自然情報館	空調設備改修	1.0
23	仙川中継ポンプ場	自然流下方式へ切り替えによる施 設停止 (予定)	52.2
24	第一小学校	空調設備改修 体育館照明設備改修	15.6
25	第二小学校	体育館照明設備改修	3.3
26	第三小学校	空調設備改修	8.0

No.	施設名	省エネ設備改修等の内容	削減見込量 (t-CO ₂)
27	八雲台小学校	空調設備改修	8.8
28	富士見台小学校	空調設備改修 体育館照明設備改修	11.2
29	滝坂小学校	空調設備改修	6.9
30	深大寺小学校	空調設備改修	9.4
31	上ノ原小学校	空調設備改修	8.7
32	石原小学校	空調設備改修及び受変電設備改修	11.7
33	若葉小学校	空調設備改修	8.4
34	緑ヶ丘小学校	空調設備改修	5.7
35	北ノ台小学校	空調設備改修	10.2
36	杉森小学校	空調設備改修	8.7
37	飛田給小学校	体育館照明設備改修	3.6
38	柏野小学校	空調設備及び受変電設備改修 体育館照明設備改修	18.0
39	国領小学校	空調設備及び受変電設備改修 体育館照明設備改修	17.4
40	布田小学校	空調設備改修	8.7
41	調和小学校	プールボイラー改修	20.6
42	調布中学校	空調設備改修	8.3
43	神代中学校	空調設備改修 体育館照明設備改修	13.4
44	第三中学校	空調設備改修 体育館照明設備改修	15.0
45	第五中学校	空調設備改修	7.0
46	第六中学校	空調設備改修	4.3
47	第七中学校	空調設備改修	4.9
48	第八中学校	空調設備改修 体育館照明設備改修	7.2
49	八ヶ岳少年自然の家	照明設備改修 空調設備改修	7.5
50	西部公民館	空調設備改修	1.2
51	北部公民館	空調設備改修	1.4
52	図書館深大寺分館	空調設備改修	1.1
53	図書館佐須分館	空調設備改修	1.6

※ 削減見込量は、令和元（2019）年度の電力排出係数（0.468kg-CO₂/kWh）で試算した値。

② 車両の使用による CO₂

第3次計画期間の実績値が把握されている平成28（2016）年度から令和元（2019）年度のCO₂排出量の推移から回帰式（指数関数）を求め、令和2（2020）年度以降のCO₂排出量を算定しました。

③ 電力排出係数

令和元（2019）年度の算定に使用した電力排出係数（0.468 kg-CO₂/kWh）が令和12（2030）年度まで継続すると仮定し、算定しました。

（4）令和12（2030）年度の目標（平成25〔2013〕年度比40%削減）達成に必要な数値

1）省エネ法達成ペース（前年度比1%削減）が令和12（2030）年度まで進んだ場合

令和12（2030）年度までに2,908t-CO₂の追加削減が必要であり、電力排出係数が「0.312 kg-CO₂/kWh」まで低減することが必要です。

2）令和7（2025）年度までに想定される各施設の改修による削減を見込んだ場合

令和12（2030）年度までに3,570t-CO₂の追加削減が必要です。

第4章 取組内容

1 チーム調布市役所の率先行動

(1) 日常業務における実践行動

調布市役所では、地球環境問題の重要性を認識し、環境管理の取組に関する基本理念と基本方針からなる環境方針を市長が制定し、公表しています。

令和 32 (2050) 年までに二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けて、この環境方針を拠り所として、全庁一丸となって「チーム調布市役所」として、各職場で日常業務を通じ、次の4つの率先行動(アクション)に取り組みます。

職員一人ひとりの率先行動の実践が、市民や事業者の行動促進や地域・地球の課題解決につながることを示すため、各アクションとSDGsとの関係を表示しています(28頁~45頁)。

アクション1
省エネルギー



アクション2
省資源・ごみ減量



アクション3
(CHOFUプラスチック・スマートアクション)
プラスチック対策



アクション4
グリーン購入



第4章

なお、各職場においては、環境意識の向上や省エネ行動等に関する知識・情報を伝える「ちょうふISO譜[®]」(ちょうふいそぷ。環境政策課ISO事務局が職員向けに発行している庁内広報誌)や職員研修の機会を活用し、一人ひとりの実践につなげていくことが重要です。



庁内広報誌「ちょうふISO譜[®]」



①電気，都市ガス等のエネルギー使用量の削減

<p>照明</p>	<p>●不要な箇所の照明を消灯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 始業前，昼休み，時間外，休日出勤時等における照明は業務上特に必要な箇所を除き消灯します。廊下・ロビーなど共用部分についても，業務に支障のない範囲で消灯します。 ・ トイレ，会議室，給湯室，更衣室等断続的に使用する箇所の消灯を徹底します。 ・ 業務に支障のない範囲で，時間外勤務をしないようにします。 ・ 廊下等の照明は支障のない範囲で間引き消灯します。 ・ 庁舎等の屋外照明は，支障のない範囲で消灯するなどライトダウンに努めます。 <p>●照明器具の点検・清掃・交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 照明器具の点検を行い，老朽化したもの，または点灯しない照明は随時LED等省エネタイプの照明に交換します。 ・ 照明器具を定期的に清掃し，照度の維持，長期的使用に努めます。
<p>空調</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務室，会議室等の使用時の室温は，冷房時 28 度，暖房時 20 度とします。 ・ 空調は必要時のみ使用します。 ・ ブラインドやカーテンを利用して日射調節し，冷暖房設備のエネルギー消費の削減に努めます。 ・ 外気の導入や換気の励行など，室内温度の調整を図ります。 ・ 壁面緑化，屋上緑化，打ち水等を行うことで，冷房使用量の削減に努めます。
<p>OA 機器類</p>	<p>●OA機器，電気製品は，節電モードにするか電源を切断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パソコンを 30 分以上使用しない場合は，スリープ（スタンバイ）機能を活用するとともに，2 時間以上使用しない場合は，シャットダウンします。 ・ 各職場の最終退出者は，パソコン，コピー機，プリンタなどのOA機器の電源が切られていることを確認します。 ・ OA機器をはじめ，電力を消費する機器の使用に当たっては省電力機能を用います。 ・ ディスプレイ（液晶パネル等）の輝度を 40%程度に下げます。

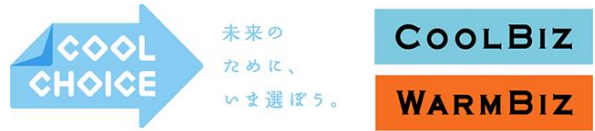
	<ul style="list-style-type: none"> 待機電力削減のため、長時間使用しない電気製品の電源コンセントを抜きます。 OA機器の購入に当たっては、国際エネルギースターマーク[®]の認定機種を優先するなど省エネタイプのものを選択します。
エレベータ	<ul style="list-style-type: none"> エレベータの使用を極力控えます。 上下3階以内の移動は、荷物の運搬、身体の障害、体調不良等の場合を除き、階段を利用します。 エレベータは使用頻度、使用時間により、運転台数・時間を調整します。
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機の照明を消灯するよう、設置者に要請します。 自動販売機は消費電力のより少ない機器へ順次更新します。
給湯	<p>●ガスの使用は必要最低限</p> <ul style="list-style-type: none"> ガスでお湯を沸かす時は必要量とし、やかんから炎がはみ出さないように調整するとともに、沸騰後は速やかに火を止めます。 <p>●執務室の冷蔵庫や電気ポットを効率的に利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 執務室で使用している冷蔵庫や電気ポット等の利用に当たっては、数の集約を図るとともに、買替えに当たっては、エネルギー使用量の少ないものを選択します。
服装	<ul style="list-style-type: none"> クールビズ、ウォームビズを励行します。
勤務	<ul style="list-style-type: none"> 時間外勤務縮減・定時退庁を推進します。 在宅勤務型テレワークの活用・拡充を推進します。
見える化	<ul style="list-style-type: none"> 各施設におけるエネルギー使用量が定期的に把握できる仕組みの導入を検討する等、職員の省エネルギーへの実践意識を高めます。
②水の使用量の削減（節水）	
節水	<p>●蛇口をこまめに閉める等、節水行動を実践</p> <ul style="list-style-type: none"> 蛇口の閉め忘れや漏水がないよう注意します。 うがいの際はコップを使用するなど、水を出したままにしません。 散水等には雨水や再利用水の使用に努めます。 <p>●節水機器や啓発シール等で節水に取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 蛇口に節水コマなどの節水機器を取付けるとともに、蛇口へ啓発のためのシールを添付し、施設利用者等へ節水を呼びかけます。
③自動車の使用に係る燃料消費量等の削減	
出張、移動	<p>●出張等の移動時の際には、自転車や公共交通機関を利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁用車は極力使用せず、自転車や公共交通機関を積極的に利用します。 ノーカーデーを設定するなどし、庁用自動車の使用を抑制します。

- ・ 走行ルート of 合理化, 相乗りなど, 公用車の効率的利用に努めます。
- **エコドライブを実践**
- ・ 「エコドライブ 10 のすすめ」を実践します。
- ・ 施設利用者などへ, 敷地内でのアイドリングストップを呼びかけます。

《コラム》クールチョイス

令和 12 (2030) 年度に温室効果ガスの排出量を平成 25 (2013) 年度比で 26%削減するという目標達成のため, 脱炭素社会づくりに貢献する製品への買替え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など, 地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組の事です。

脱炭素社会づくりに貢献する製品とは, エコカー, 省エネ住宅, 省エネ家電などを指します。また, ライフスタイルの選択の代表的な取組としては, 「クールビズ」, 「ウォームビズ」が挙げられ, 調布市においても省エネ対策の一環として取組が行われています。



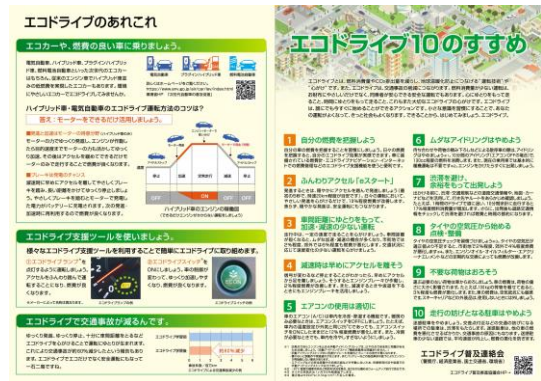
出典：環境省「COOL CHOICE」ホームページ

《コラム》エコドライブ 10 のすすめ

エコドライブとは, 自動車の省エネ運転のことで, エネルギー消費の少ない運転のことを指します。地球温暖化防止に向けて, 一人ひとりのドライバーがエコドライブを意識することが大切です。

エコドライブのポイントは次のとおりです。

- 1 自分の燃費を把握しよう
- 2 ふんわりアクセル「eスタート」
- 3 車間距離にゆとりをもって加速・減速の少ない運転
- 4 減速時は早めにアクセルを離そう
- 5 エアコンの使用は適切に
- 6 ムダなアイドリングはやめよう
- 7 渋滞を避け余裕をもって出発しよう
- 8 タイヤの空気圧から始める点検・整備
- 9 不要な荷物はおろそう
- 10 走行の妨げとなる駐車はやめよう



「エコドライブ 10 のすすめ」

「エコドライブ 10 のすすめ」リーフレット

出典：環境省「COOL CHOICE」ホームページ

環境のために一人一人ができること

● 照明

- ・蛍光灯 8 台セットのスイッチで 1 日 30 分の消し忘れを防止すると...

年間約 1,290 円の節約

CO₂ 削減量 26.3kg-CO₂

- ・蛍光灯 8 台セットのスイッチで 1 日 4 時間の消灯を実施すると...

年間約 10,321 円の節約

CO₂ 削減量 210.3kg-CO₂

- ・36W の蛍光灯を 190 本使用しているオフィスで 1 日 1 時間の消灯を行うと...

年間約 34,473 円の節約

CO₂ 削減量 702.4kg-CO₂

照明区分を知り、無駄な点灯・消し忘れを止めましょう！！



● 空調

- ・室外機容量 3.3kW の運転時間を消し忘れ防止により 1 日 30 分短縮すると...

年間約 1,267 円の節約

CO₂ 削減量 25.8kg-CO₂

- ・空調に年間 80,000kWh の電力を使用している事務所で予冷・予熱時の外気導入を停止し空調エネルギーを 1.2%削減すると...

年間約 23,040 円の節約

CO₂ 削減量 469.4kg-CO₂

- ・年間 200,000kWh の電力を使用している事務所で、部屋の実温度に基づき冷房時の温度設定を 1℃高めに設定した場合...

年間約 96,000 円の節約

CO₂ 削減量 1,956kg-CO₂

温度計などを設置して、実室温にあった空調をしましょう！！



出典：地球温暖化対策報告書作成ハンドブック 地球温暖化対策メニュー編【平成 28 年 3 月改定版】
(平成 28 年 3 月、東京都環境局)

環境のために一人一人ができること

● OA機器

- ・コピー機1台セットの業務終了後停止で1日16時間短縮すると...

年間約 806 円の節約

CO₂削減量 16.4kg-CO₂

- ・プリンタ1台セット（90W）の省エネモード（10W）を1日4時間実施すると...

年間約 1,612 円の節約

CO₂削減量 32.9kg-CO₂

- ・ノートパソコン10台を1日3時間省エネモードにすると...

年間約 1,859 円の節約

CO₂削減量 37.9kg-CO₂

パソコンの不用・離席時は、スリープ機能を使用
又はシャットダウンをしましょう！！



● エレベータ

- ・13人乗りエレベータを5台設置している事業所で、出退社時と昼休み以外の時間帯にエレベータを2台停止した場合...

年間約 846,720 円の節約

CO₂削減量 17,300kg-CO₂

エレベータの利用者が多い時以外は
運転台数を減らしましょう！！



出典：地球温暖化対策報告書作成ハンドブック 地球温暖化対策メニュー編【平成28年3月改定版】
(平成28年3月，東京都環境局)

環境のために一人一人ができること

● 自動販売機

- ・蛍光灯4台の自動販売機2台で1日10時間の消灯を実施すると...

年間約 21,024 円の節約

CO₂ 削減量 428.4kg-CO₂

- ・定格消費電力 490W (全コールド) の自動販売機1台の電源をタイマーによって1日10時間 OFF にすると...

年間約 42,924 円の節約

CO₂ 削減量 874.6kg-CO₂

自動販売機の照明の夜間停止で、
省エネしましょう！！



● 見える化

- ・延床面積 10,000 m²程度のビルにBEMSを導入し、消費電力を5%削減できた場合...

年間約 2,220,000 円の節約

CO₂ 削減量 45,200kg-CO₂

ビルエネルギー管理システム(BEMS)を導入し、
省エネを図りましょう！！



出典：地球温暖化対策報告書作成ハンドブック 地球温暖化対策メニュー編【平成28年3月改定版】
(平成28年3月，東京都環境局)

アクション2

省資源・ごみ減量



①廃棄物の発生量を削減する取組	
文書類	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄する文書等の紙類は、可能な限りリサイクルします。
備品類	<ul style="list-style-type: none"> グループウェアの利用等により、不要物品や備品等を積極的に周知し、リユースを促進します。 トナーカートリッジ等の使用済み容器類は、リユースやリサイクルを促進するため、納入業者に引き取るよう要請します。
分別	<ul style="list-style-type: none"> 市庁舎は、調布市環境マネジメントシステム[§]に規定する「ごみの分別基準表」により分別を徹底します。 市庁舎以外の職場はごみリサイクルカレンダー「ごみ分別一覧表」等により分別を徹底します。 施設利用者へポスターの掲示等を通じて、ごみの発生抑制・分別を呼びかけます。 庁内の自動販売機及び売店で購入した飲料を庁内で消費した後は、自動販売機及び売店に設置している回収容器に戻します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> マイバッグやマイ箸を携帯し、レジ袋や割り箸を断ります。 イベント時には、主催者、来場者等へごみの持ち帰りを呼びかけるとともに、発生したごみの分別・処理方法を明示し、施設利用者等へごみの発生抑制を呼びかけます。
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の排出に当たっては、必要に応じて最終処分までの廃棄物処理方法の確認など必要な処置を講じます。
②紙の使用量を削減する取組	
再利用	<p>●裏紙利用の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準に沿って、裏紙利用を徹底します。また、裏紙利用できないものは、可能な範囲でメモ用紙として利用します。 使用済みのポスターやカレンダー等の裏面の利用を図ります。 <p>●使用済み封筒、ポスター等の再利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ファイリングフォルダーの再利用を図ります。 使用済み封筒はリサイクル封筒として再利用します。 ポスター等の裏紙利用できるものは、希望施設に配付するなど、積極的に活用します。
コピー、印刷	<p>●資料の簡素化、部数の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議等での配付資料は可能な限り簡素化を図ります。 両面印刷、集約印刷等の機能を可能な限り活用します。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 不必要な部数の作成がないようにします。 ・ 申請書等のレイアウトを分かりやすくし、書き損じの削減を図ります。 ・ 送付文書の省略を検討するなど、事務手続きの簡素化に努めます。 <p>●ペーパーレス化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グループウェアのライブラリや電子メール、庁内ファイルサーバー、文書管理システム等の活用によりペーパーレス化を推進します。 ・ 文書・資料の共有化（ファイリングシステム）をより推進し、重複保存しません。 <p>●コピー機使用時の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コピー機の使用後は設定をリセットし、次に使う人のミスコピー削減に配慮します。
<p>③食品ロスを削減する取組</p>		
	<p>食品ロス削減</p>	<p>●職場等での配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は、食べきれる量の注文により、食べ残しの防止を図ります。職員は、商品棚の手前から商品を購入することで、賞味期限切れ食品の廃棄を減らします。 ・ 各施設では、調理くずや廃食用油等を適正に処理し、生ごみについては可能な限り堆肥化に努めます。 ・ 食堂や売店の委託契約の際には、食品ロス削減や食品廃棄物の再生利用への協力を依頼します。 ・ 防災備蓄食品の買替え時には、賞味期限に余裕を持った買替えを行います。また、社会福祉法人等の食品を必要としている団体に配付（フードドライブへの協力）します。

《コラム》食品ロス

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

日本では、年間 2,550 万トンの食品廃棄物等が出されています。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は 612 万トンです。

これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量（平成 30 [2018] 年で年間約 390 万トン）の 1.6 倍に相当します。

また、食品ロスを国民一人当たりで換算すると“お茶碗約 1 杯分（約 132g）の食べもの”が毎日捨てられていることになるのです。

大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスを減らすことが必要です。

出典：消費者庁ホームページ

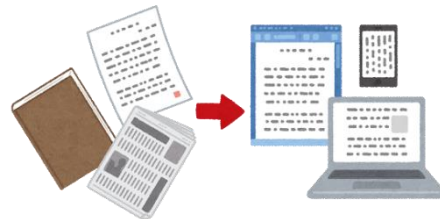
《コラム》会議のペーパーレス化

ペーパーレスとは、紙媒体でやりとりしていた文書や資料、データを電子化し、紙の利用を最小限にしていくことです。国としても世界最先端デジタル国家創造宣言を掲げ、特にコロナ禍においてITやデジタル技術の適応は急務であるとし、会議のペーパーレス化を実施・促進しています。

調布市役所では、費用の縮減や環境面への配慮などを目的に、資料のペーパーレス化を推進しており、タブレット端末とあわせてクラウド方式によるペーパーレス会議システムを市議会で令和2年第4回定例会から試行的に使用を開始しました。

また、一部の庁内会議（庁議等）においては、平成30(2018)年度からタブレット端末を活用しています。

この他、外部とのオンライン会議等に使用するためのタブレット端末等を各部に配付し、活用しています。



出典：総務省ホームページ

《コラム》フロン，フロン排出抑制法

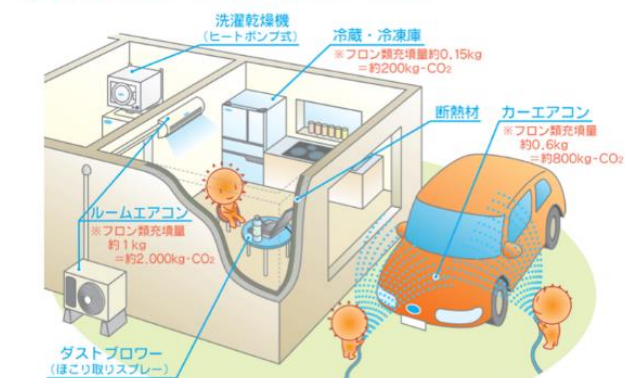
【フロン】

フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称。そのうち、CFC（クロロフルオロカーボン）とHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）がオゾン層破壊物質です。また、HFC（ハイドロフルオロカーボン）のことを一般に「代替フロン」といいます。HFCは塩素を持たないためオゾン層を破壊しません。しかし、代替フロンは二酸化炭素の数百倍～数万倍の温室効果があり、地球温暖化の原因になるとして問題となっています。

【フロン排出抑制法】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の略称。フロン類の製造から廃棄までライフサイクル全般に対して包括的な対策を実施するため、フロン回収・破壊法を改正し、平成27（2015）年4月に施行された法律。令和2（2020）年4月1日には、機器廃棄時にユーザーがフロン回収を行わない違反に対する直接罰の導入等、抜本的な対策を講じる改正フロン排出抑制法が施行されました。

身近なところにあるオゾン層破壊物質と代替フロン等



※充填されたフロン類が大気に放出された場合の地球温暖化への影響を同等の影響を及ぼすCO₂の量に換算した値です。
 ※※CO₂換算値を表示していない製品についても製品毎に様々な量のフロン類が使用されています。

出典：環境省・経済産業省「フロン排出抑制法ポータルサイト」ホームページ

アクション3 (CHOFU プラスチック
・スマートアクション)

プラスチック対策



①プラスチックの使用抑制	
個人の取組	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック製ストローやプラカップを断ります。 飲み物を飲むときは、マイボトルを使用します。 使用済みの廃プラスチックについて分別を徹底します。
屋外	<ul style="list-style-type: none"> 屋外に設置しているプラスチック製品の劣化・飛散防止対策を実施します。(ビニールシートの飛散, カラーコーンの劣化等)
②会議やイベント等での使い捨てプラスチック製品の使用削減	
会議・イベント	<ul style="list-style-type: none"> イベントや会議においてリユースカップ等の使用の促進を図ります。 市が主催する会議やイベント等では、できる限り使い捨てプラスチック製品・プラスチック製容器包装・ペットボトル飲料を使用しません。 会議の際にリユースカップを使用します。
③その他	
運営委託事業者、指定管理者等への協力依頼	<ul style="list-style-type: none"> 施設やイベント等の運営委託事業者、指定管理者等に対しても、使い捨てプラスチック製品・プラスチック製容器包装を極力使用しないよう要請します。
啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> 「CHOFU プラスチック・スマート」のロゴを、事業のイベントポスター・チラシ・名刺等で使用します。

《コラム》海洋プラスチック問題

ポイ捨てなどにより、回収されずに河川などを通じて海に流れ込む「海洋プラスチックごみ」が日々発生しています。海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響があります。近年、マイクロプラスチック（一般に5mm以下の微細なプラスチック類をいう。）による海洋生態系への影響が懸念されており、海洋に流出する廃プラスチック類による海洋汚染は地球規模で広がり、北極や南極においてもマイクロプラスチックが観測されたとの報告がありました。こうした問題の解決に向けて、個人・企業・団体・行政などのあらゆる主体が、それぞれの立場でできる取組を行い、プラスチックと賢く付き合っていくことが重要です。



出典：環境省「Plastics Smart」ホームページ



①物品購入時の配慮	
物品等購入	<p>●物品等の購入量を削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 物品等は計画的に購入し、適切な在庫管理を行います。 他の職場と事務用品の共有化を図ることで、購入量を必要最小限に抑えます。 グループウェアの利用等により、不要物品や備品等を積極的に周知し、リユースを促進します。【再掲】 物品の修繕利用に努め、使用期間の長期化を図ります。 <p>●環境に配慮した物品等を選択</p> <ul style="list-style-type: none"> グリーン購入法[§]に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」に示された判断基準を満たす物品を購入します。 グリーン購入の実績を確認します。
コピー、印刷	<ul style="list-style-type: none"> コピー用紙は古紙配合率 70%以上白色度 70%程度のものを購入します。 古紙配合率が明確な刊行物に「Rマーク」をつけます。古紙配合率が不明確な刊行物には「古紙パルプを配合した紙を使用しています」等の表示をします。 購入物品等の納入時は、過剰な包装等を省略するよう業者に伝達します。
②イベント等におけるカーボン・オフセット [§]	
	<ul style="list-style-type: none"> 市民への啓発のため、イベントの開催に伴うCO₂排出量に対し、カーボン・オフセットの実施を検討します。

《コラム》グリーン購入

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

調布市では、「調布市グリーン購入方針」を定め、グリーン購入を推進しています。

環境ラベルなどの様々な情報を上手に活用して、できるだけ環境負荷の少ない製品等を選んでいくことが重要です。

出典：環境省「グリーン購入」ホームページ



省エネラベリング制度



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用

再生紙使用マーク (Rマーク)

2 施設の新築、改修時の取組



(1) 施設の新築、増築、改修等での環境配慮

施設の新築、増築、改修等に当たっては、「調布市公共建築物維持保全計画」（平成 22〔2010〕年 3 月）に基づき、省エネルギー化への対応、環境負荷を考慮した工法の採用などによる環境負荷の低減を図ります。

また、「調布市公共工事環境配慮指針」（平成 27〔2015〕年 3 月）に基づき、市が施工する一定規模以上の公共工事では、計画・設計・施工・供用の各段階において温室効果ガス排出削減をはじめとする環境配慮を推進します。

①建物の Z E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化の検討	<ul style="list-style-type: none"> 新築時には建物の Z E B 化の検討を行うとともに、増築や改修等においても Z E B 化が可能かどうかを検討します。
②徹底した省エネルギー・省資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 高効率な省エネルギー設備機器（照明、空調、換気、給湯等）を導入します。 雨水の有効活用や排水の再利用等、節水設備の導入に努めます。 エネルギーマネジメントシステムの導入を検討します。 施設部位に応じた空調制御方式の採用を検討します。
③再生可能エネルギー等の積極的な活用	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な導入を図ります。 地点熱供給・建物間熱融通等の採用を検討します。 避難所等での太陽光発電や蓄電池、燃料電池などの再エネ・蓄エネシステムの導入（自立分散型エネルギー設備）を検討します。
④自然光を取り入れる工夫の導入	<ul style="list-style-type: none"> トップライトの採用、自然光が入りやすい部屋割り・窓配置を検討します。 自然光に配慮した照明器具の配置を検討します。
⑤建物の断熱性能の向上	<ul style="list-style-type: none"> 屋上、壁面、ベランダなどの緑化、室内の緑化を推進します。 配管・バルブ類又は継手類・フランジ等を断熱強化します。 複層ガラス、二重サッシ、断熱フィルム、断熱性塗料剤の導入に努めます。 建物の東西軸配置など平面設計を検討します。
⑥温室効果ガス排出量の低減に資する素材の選択	<ul style="list-style-type: none"> 再生資材使用量の拡大、新たな再生資材の利用等を採用します。 掘削土量の削減や現場内利用を検討します。 環境配慮製品を調達・購入します。

⑦暑熱対策、適応策の導入

- ・ 建物周辺の緑化・水面の設置，屋上・壁面緑化，高反射率被覆材を採用します。
- ・ 雨水流出抑制施設（浸透柵，浸透トレンチ）を設置します。
- ・ 公共施設や公園にグリーンインフラ[§]（レインガーデン[§]，植栽帯内貯留，浸透基盤，地下貯留浸透槽）を導入します。
- ・ ドライミストの導入を検討します。

⑧省エネルギー効果の把握・活用

- ・ 省エネ診断の受診や省エネ設備改修を実施した施設の削減効果を把握し，省エネ設備改修を計画する際に活用します。
- ・ 省エネ設備改修の計画に当たっては，省エネ診断等により施設に必要な設備容量を把握し，設備の最適化を検討します。

⑨ESCO事業の導入

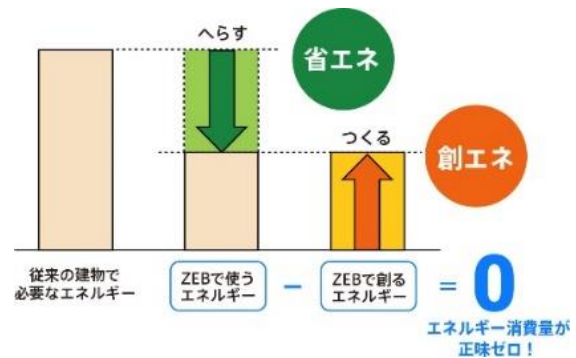
- ・ 設備の改修に当たっては，省エネルギー効果の向上及び改修費の縮減を図るため，ESCO事業の導入を検討します。

⑩民間事業者への協力依頼

- ・ 民間事業者に対しては地球環境の保全に対する環境配慮がなされるよう協力依頼します。
- ・ 設備の改修，解体に際し，空調等の冷媒用又は消火用に用いられているフロン及びハロンの回収，再利用または破壊処理を実施します。

《コラム》ZEB

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら，建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。建物の中では人が活動しているため，エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが，省エネによって使うエネルギーを減らし，創エネによって使う分のエネルギーをつくることで，エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。調布市では，新築や改築の際にZEB化の検討を行います。



出典：環境省「ZEB PORTAL」ホームページ

《コラム》調布市公共工事環境配慮指針

調布市役所が行う一定規模以上の公共工事における環境への配慮を推進することを目的として平成27(2015)年3月に策定しました。計画・設計・施工・供用の各段階において、環境配慮チェックシートを活用し管理をしていくものです。

チェックシートには、その工程時に検討すべき環境配慮の項目を記載した「調布市公共工事環境配慮指針チェックシート」「法的要求事項チェックシート(都・市)」「法的要求事項チェックシート(国)」があり、計画段階から十分に検討し、確実に環境配慮を推進することができます。

またこの取組により、事業者の環境配慮意識や技術の向上、ノウハウの蓄積が期待できます。

《コラム》ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン

ヒートアイランド現象緩和の観点から、建築物の計画・設計に当たって配慮すべき事項を示すものであり、事業者又は所有者等に対し、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではありません。

建築物の設計に当たって配慮すべき事項として、以下のものがあげられています。

1. 風通し
2. 日陰
3. 外構の地表面被覆
4. 建築外装材料
5. 建築設備からの排熱

配慮事項については、地域特性や敷地条件等を踏まえて、必要に応じて選択します。

出典：国土交通省ホームページ

(2) 設備機器の更新・導入に当たっての環境配慮

照明や空調等のエネルギー消費設備の導入・更新(施設の新築、増築、改修等の伴わないもの)に当たっては、高効率機器の導入、燃料やガス等から電気への転換に努めます。

①省エネ型設備の積極的な導入

- ・ 市有施設の照明機器の交換時には、LED等の高効率照明機器に交換します。
- ・ 街路灯のLED化(水銀灯を最優先で更新し、その他の街路灯については費用対効果が高い街路灯から段階的に更新)を推進します。
- ・ 業務用空調機器、業務用冷蔵機器及び冷凍機器の新設・更新時等は、ノンフロン機器や低GWP機器の導入

②建物や敷地内での緑化

- ・ 屋上、壁面、ベランダなどの緑化、室内の緑化、グリーンカーテンの導入の推進を図ります。

(3) 設備の保守・管理に関する取組

施設管理職員等は省エネを進めるため、管理標準（施設管理マニュアル等）の作成と、これに基づく設備等の運転管理、保守点検、計測・記録等を行い設備機器の運用改善に努めます。

①設備の運用改善，保守・管理による省エネルギーの実施	
熱源設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷温水出口温度を適正化します。 ・ 熱源台数制御装置の運転発停順位を適正化します。 ・ 冷温水ポンプの冷温水流量を適正化します。 ・ 蓄熱システムの運転スケジュールを適正化します。 ・ 熱源機の運転圧力，ブロー量を適正化します。 ・ 燃焼設備の空気比を適正化します。 ・ 密閉式冷却塔熱交換器のスケールを除去します。 ・ 冷却水を適正に水質管理します。 ・ 冷却塔の充てん剤を清掃します。
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウォーミングアップ時の外気取入を停止します。 ・ 冷暖房の混合使用によるエネルギー損失を防止します。 ・ 空調機設備 熱源機の起動時刻を適正化します。 ・ 除湿・再熱制御システムの再加熱運転を停止します。 ・ 夏期や冬期のピークカットに努め，最大電力を低減します。 ・ 温湿度センサー，コイル，フィルター等を清掃します。
照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 照明器具の定期的な保守及び点検を実施します。 ・ 照明設備の照度・点灯時間等を調整します。
給排水・給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給排水ポンプの流量圧力を適正化します。 ・ 給湯温度，循環水量を適正化します。
受変電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンデンサーのこまめな投入及び遮断等により力率を改善します。
②フロンの漏えいの防止	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ フロン排出抑制法に規定される第一種特定製品は，法定の定期点検を実施（異常を認めたときは速やかに修理を実施）します。
③管理標準（施設管理マニュアル等）の作成・運用	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各公共施設では設備機器ごとに，エネルギーの使用の合理化を図るため，管理標準（管理マニュアル）を作成・運用します。
④エネルギーマネジメントの実施	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギーマネジメントシステムの導入により，省エネの余地がある部分を把握し，改善につながる行動を促進します。 ・ エネルギーの使用状況の「見える化」によるエネルギー使用状況の分析，改善策を検討します。 ・ 省エネ診断を受診（省エネの余地がある部分を把握し，改善につながる行動を促進）します。

3 再生可能エネルギーの導入拡大



①再生可能エネルギー設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> 既存の太陽光発電設備について、蓄電池との組合せによる自家消費型システムへの切替を検討します。 公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業を推進します。
②公共施設で使用する電力の再生可能エネルギーへの転換促進，環境配慮契約の導入	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設で使用する電力を可能な限り，再生可能エネルギーに転換します。電力の供給を受ける契約について，環境配慮契約法に基づく電気事業者の排出係数及び環境への負荷軽減に関する取組状況に配慮した契約を実施します。 新たな委託契約の締結時や契約更新時における仕様書や協定書，契約書等に，温室効果ガス排出量削減や環境負荷低減への協力依頼を明記します。
③新たな再エネ電力調達手法の研究	<ul style="list-style-type: none"> 多様な再生可能エネルギー及び先進的な活用手法についての調査・研究を実施します。

《コラム》環境配慮契約（グリーン契約）

環境配慮契約（グリーン契約）とは，製品やサービスを調達する際に，環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約です。

グリーン購入と同様に，グリーン契約は，調達者自身の環境負荷を下げるだけでなく，供給側の企業に環境負荷の少ない製品やサービスの提供を促すことで，経済・社会全体を環境配慮型のものに変えていく可能性を持っています。

グリーン契約の対象には，電力の購入，自動車の購入及び賃貸借，船舶の調達，E S C O事業，建築物の設計，建築物の維持管理及び産業廃棄物処理の7つの契約類型が挙げられます。

出典：環境省ホームページ

◀コラム▶高圧受電をしている公共施設における環境配慮契約の推進

令和3（2021）年3月に策定された調布市環境基本計画において、公共施設における再生可能エネルギー比率の高い電力調達を進捗を把握する指標として、環境指標「50kW以上の高圧受電をしている公共施設における環境配慮契約施設の割合」を示しています。

目標値として、令和7（2025）年度50%、令和12（2030）年度100%を目指しています。

<50kW以上の高圧受電をしている公共施設（令和3〔2021〕年3月時点）>

No.	施設名	No.	施設名
1	市役所庁舎	29	深大寺小学校
2	上石原ふれあいの家	30	上ノ原小学校
3	市民プール，市民野球場，市民多摩川テニスコート	31	石原小学校
4	総合体育館	32	若葉小学校
5	調布市文化会館たづくり	33	緑ヶ丘小学校
6	グリーンホール	34	染地小学校
7	調布市せんがわ劇場	35	北ノ台小学校
8	仙川保育園	36	多摩川小学校
9	上石原保育園	37	杉森小学校
10	東部保育園	38	飛田給小学校
11	深大寺保育園	39	柏野小学校
12	つつじヶ丘児童館	40	国領小学校
13	東部児童館	41	布田小学校
14	佐須児童館	42	調和小学校
15	西部児童館	43	調布中学校
16	国領児童館	44	神代中学校
17	ちょうふの里	45	第三中学校
18	国領在宅サービスセンター	46	第四中学校
19	こころの健康支援センター	47	第五中学校
20	子ども発達センター	48	第六中学校
21	仙川中継ポンプ場	49	第七中学校
22	クリーンセンター	50	第八中学校
23	第一小学校	51	八ヶ岳少年自然の家
24	第二小学校	52	東部公民館
25	第三小学校	53	西部公民館
26	八雲台小学校	54	図書館佐須分館
27	富士見台小学校	55	武者小路実篤記念館
28	滝坂小学校		

4 ゼロエミッションビークル(ZEV)の導入の推進等



① 公用車 ZEV の導入と再エネ充電設備の普及促進

- ・ 公用車の更新又は新規導入に当たっては、原則として、ZEVを導入します。なお、用途により車種がないといった場合は、ハイブリッド自動車等を導入します。また、併せて充電設備の設置を実施します
- ・ 災害など非常時における給電にZEVを活用するため、庁用車用に外部給電器[§]の導入を検討します。

② 委託事業者への協力依頼

- ・ 外部に委託する事業や車両使用についても、省エネ行動を要請します。
- ・ 委託業者に燃料使用量抑制を要請し、燃料使用量などの報告を要求します。

《コラム》災害時におけるZEVの活用

ZEVとは走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCEV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)のこと。

ZEVは車内に備えられた電源用コンセントや外部給電器・V2H[§]機器を利用することで、給電を行うことができます。災害時には、ZEVの機動性を活かし避難所等に移動することで、避難している住民の方々の携帯電話充電等を行うことができます。

＜接続できる機器の例＞

携帯電話、スマートフォン、扇風機、電気ストーブ、炊飯器、電気ポッドなど

出典：ZEV普及プログラム（東京都環境局）

また、調布市では、市内に店舗を有している事業者と「災害時における給電車両貸与に関する協定」を締結し、市内店舗に配備している給電車両を可能な範囲で市へ貸与することで、災害時の停電発生時において電源供給や移動・輸送・運搬手段として活用できるよう、必要な事項を定めています。



導入した充電ステーション（管財課）



第5章 進行管理

1 推進体制

本計画の推進体制は、調布市環境マネジメントシステムに基づく運用組織を活用します。各部各課の所属及び職場ごとの「実行部門」が温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を実践し、「環境管理委員会」において部署間調整や点検・評価などについて調査・審議します。

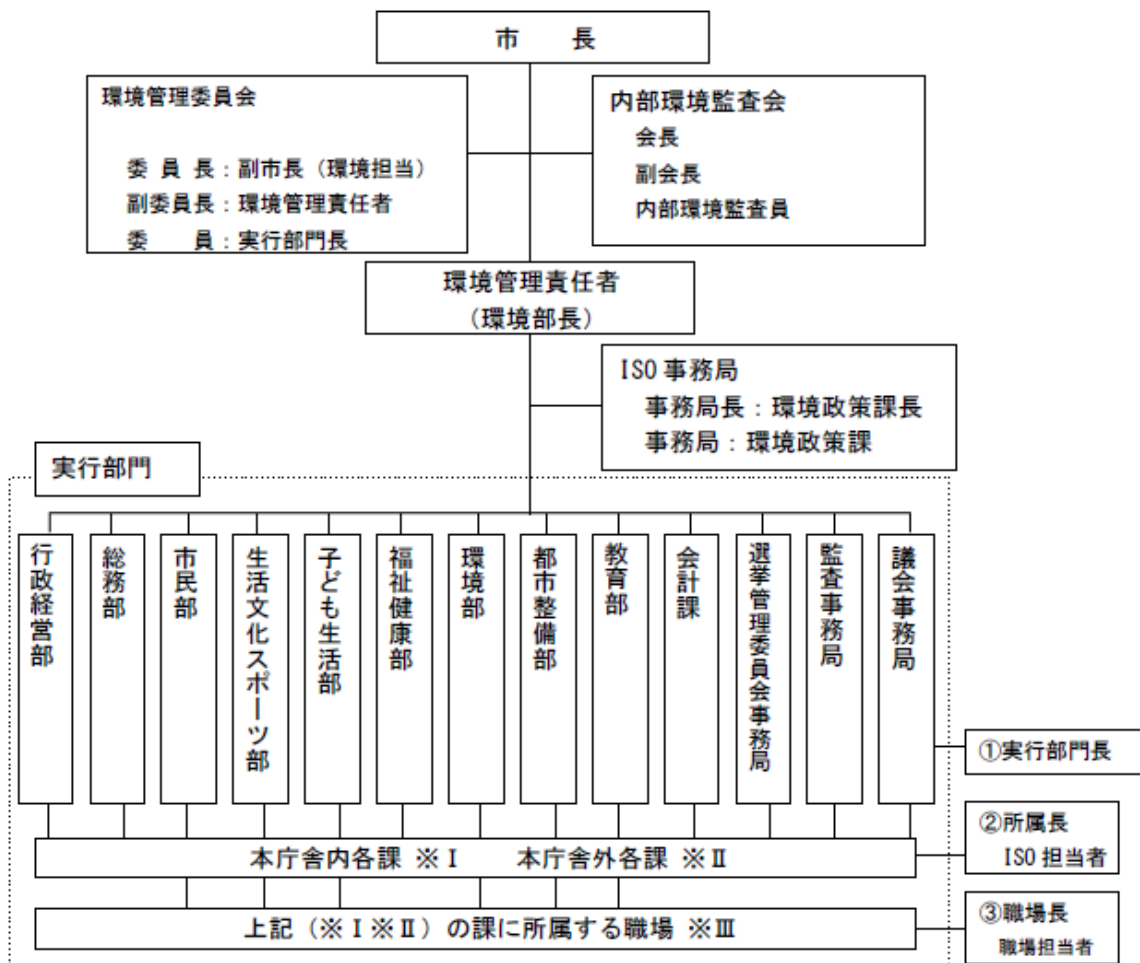


図5.1-1 調布市環境マネジメントシステム運用組織図

削減に向けた取組のうち、第4章「2 施設の新築、改修時の取組」に掲げる取組の推進に当たっては、「(仮称) 公共施設マネジメント計画」(令和3〔2021〕年度策定予定)に基づく推進体制との連携を図ります。

なお、調布市環境マネジメントシステム、省エネ法及び東京都環境確保条例に基づく推進体制は、次頁に示すとおりです。

表 5. 1-1 調布市環境マネジメントシステムに基づく推進体制

役 職	役 割	担当等
市長	<ul style="list-style-type: none"> 環境方針の制定 環境管理委員会への指示 	—
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> 環境マネジメントシステムの運用 	環境部長
実行部門	<ul style="list-style-type: none"> 実行部門の活動を実施 所属長に検討, 調査, 研究, 是正等を指示 	各部長/環境部次長/各局長/会計管理者
所属長	<ul style="list-style-type: none"> 所属の活動を実施 ISO担当者及び職員に検討, 調査, 研究, 是正等を指示 	各課長/各局次長/各室長/センター長/各館長/所長
ISO担当者	<ul style="list-style-type: none"> 各所属長の指示のもと実務を実施 職員への周知 	—
職場長	<ul style="list-style-type: none"> 職場の活動を実施 職場担当者及び職員に検討, 調査, 研究, 是正等を指示 	神代出張所は「所長」, 産業労働支援センターは「担当課長」, 保育園は「園長」, 児童館は「館長」, 小・中学校は「校長」, 図書館分館は「チーフ」
職場担当者	<ul style="list-style-type: none"> 各職場長の指示のもと実務を実施 職員への周知 	—
ISO事務局	<ul style="list-style-type: none"> 環境管理責任者の指示するところにより, 環境マネジメントシステムの確立, 実施及び維持に係る業務を実施 環境管理委員会の庶務 	環境政策課

表 5. 1-2 省エネ法に基づく推進体制

法に基づく役職	役 割	市長部局	教育委員会
代表者	—	市長	教育長
エネルギー管理統括者	<ul style="list-style-type: none"> 経営的視点を踏まえた取組の推進 中長期計画のとりまとめ 現場管理に係る企画立案, 実務の統制 	環境部長	教育部長
エネルギー管理企画推進者	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー管理統括者を実務面から補佐 	環境政策課長	教育総務課施設担当課長
統括部門	<ul style="list-style-type: none"> 報告書等の作成・報告 	環境政策課	教育総務課
各部門	<ul style="list-style-type: none"> 対策実施 	各部・各課	各課

表 5. 1-3 東京都環境確保条例（キャップ&トレード制度）に基づく推進体制

法に基づく役職	役 割	担当等
経営者	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定 統括管理者の意見・技術管理者の助言の尊重 	市長
統括管理者	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の対策実施状況の把握 従業員の指導・監督 経営者への意見の申出 	環境政策課長
技術管理者	<ul style="list-style-type: none"> 経営者や統括管理者に対する技術的助言 	委託事業者
推進責任者	<ul style="list-style-type: none"> 対策実施 統括管理者への報告 	対象施設管理課長
推進員	<ul style="list-style-type: none"> 対策実施 	対象施設管理担当

2 点検・評価及び公表

(1) 調布市環境マネジメントシステムによる進行管理

本計画の進行管理は、調布市環境マネジメントシステムのPDCAサイクルを活用します。

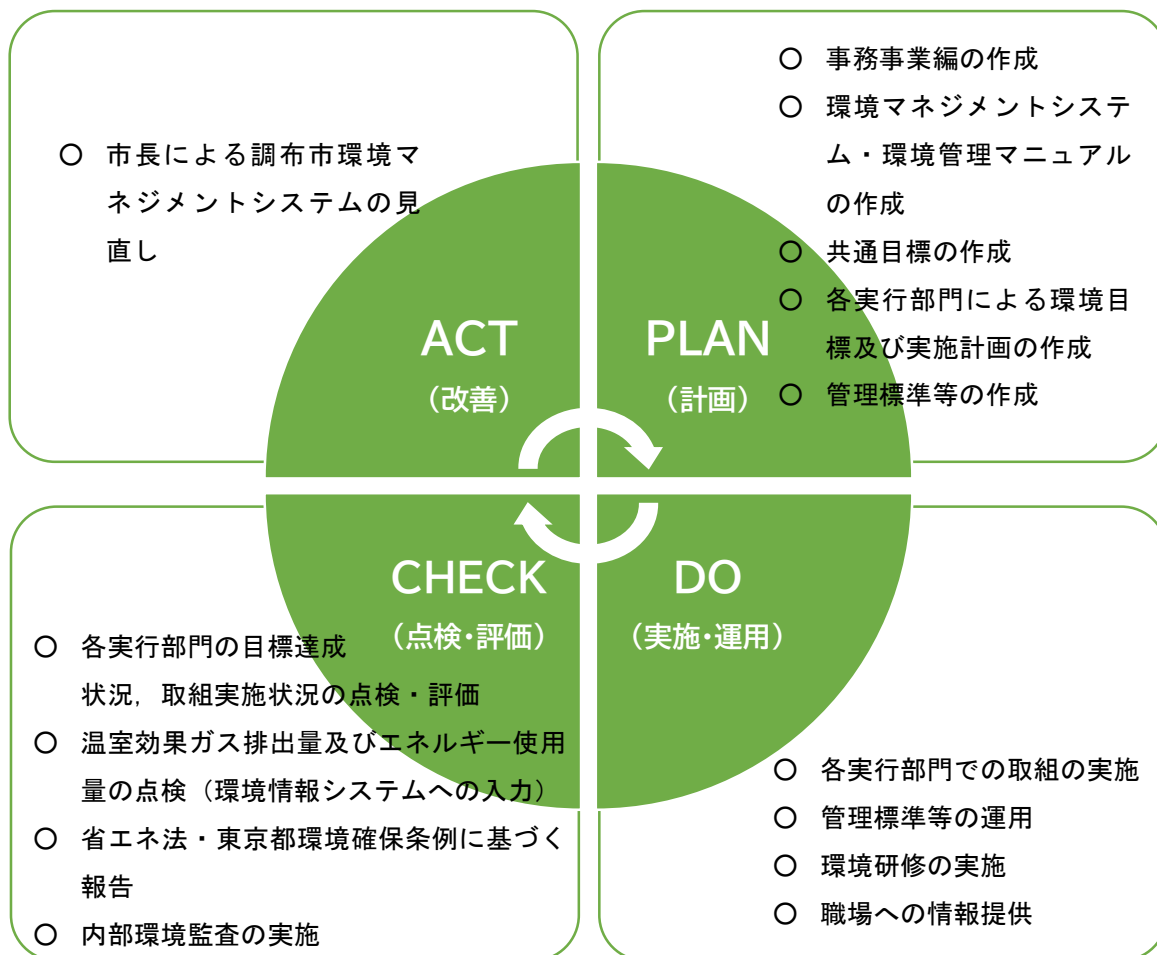


図 5. 2-1 本計画におけるPDCAサイクル

(2) 実施・運用

本計画の目標達成のためには、職員一人一人の主体的な取組・実践が重要です。職員のさらなる環境意識・知識の向上を図るため、市職員向けに環境研修の実施や地球温暖化に関する様々な情報提供を行います。

環境研修は、環境方針及び環境マネジメントシステムの内容の理解を深めるため、階層別を実施します。各職場においては、取組の自己点検を通じて職員の自覚を高めるための日常研修を行います。

また、市職員の環境意識の向上を図り、省エネ行動等の取組を推進するため、「ちょうふISO譜[®]」（ちょうふいそっぷ。環境政策課ISO事務局が職員向けに発行している庁内広報誌）を定期的に発行します。

(3) 点検・評価

各実行部門では、エネルギー使用量をはじめ、それぞれで設定した環境目標や実施計画の実施状況などについて四半期毎に点検・評価を行います。この結果を踏まえ、環境管理委員会では、総括的な点検・評価を行います。

温室効果ガス排出量や取組結果については、毎年度1回、市報や市ホームページ等を通じて広く公表します。公表に当たっては、市民・事業者へのわかりやすい情報の提供・発信となるよう努めます。

さらに、調布市環境マネジメントシステムに対する点検・評価として、内部環境監査を実施し、システムの継続的な改善を図ります。

参考資料

1 基準年度(令和元[2019]年度)の温室効果ガス排出量(二酸化炭素)

本計画の基準年度となる令和元(2019)年度の温室効果ガス排出量(二酸化炭素)は、本計画期間の対象施設で再算定し、燃料及び電気の使用に係るCO₂排出量(都市ガスの排出係数を見直して算定)、街路灯に係るCO₂排出量(推計値)、車両に係るCO₂排出量を合計したところ、15,880t-CO₂となりました。

①エネルギー起源CO₂(燃料)【再算定】

	エネルギー使用量	排出係数	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)
軽油	1,085 L	2.58 kg-CO ₂ /L	2.8
A重油	61,200 L	2.71 kg-CO ₂ /L	165.9
LPガス	931 m ³	6.6 kg-CO ₂ /m ³	6.1
都市ガス	2,006,078 m ³	2.16 kg-CO ₂ /m ³	4,333
電気	20,874,020 kWh	0.468 kg-CO ₂ /kWh	9,769
合計			14,277

②エネルギー起源CO₂(電気：街路灯)【推定値】

	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)
街路灯(推定値)	1,467

※調布市街路灯LED化推進計画に掲載されている平成30(2018)年度の値から推定

③車両に係るCO₂排出量

	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)
車両	136

④温室効果ガス総排出量(①～③の合計)

	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)
温室効果ガス総排出量	15,880

2 計画期間における削減見込量

(1) 設備改修の見通し

「調布市基本計画」(令和元〔2019〕年5月)及び「調布市公共建築物維持保全計画」(平成22〔2010〕年3月)に基づく老朽度合いから、本計画の計画期間内において、各施設の改修(空調設備, 受変電設備, 体育館照明及びプールボイラー)及び自然流下方式への切替による施設停止(予定)が進む見通しです。

本計画の目標年度(令和7〔2025〕年度)においては、各施設の省エネ改修により約832t-CO₂が削減することが見込まれます。

表 参考 1 計画期間における削減見込量

区分	電気使用量削減(照明, 空調, 受変電) (t-CO ₂)	都市ガス使用量削減(空調) (t-CO ₂)	電気使用量削減(体育館照明) (t-CO ₂)	都市ガス使用量削減(プールボイラー) (t-CO ₂)	施設停止(予定) (t-CO ₂)	想定CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)	R1年度排出量に対する削減率 (%)
市長部局施設全体	479	40	0	0	52	571	6.6%
市長部局施設(文化会館たづくり除く)	174	40	0	0	52	267	4.4%
市長部局施設(文化会館たづくりのみ)	304	0	0	0	0	304	11.8%
教育委員会施設	125	76	41	21	0	261	4.6%
合計	603	116	41	21	52	832	5.8%

※ 本表の削減見込量の算定では、基準年度である令和元(2019)年度の排出係数を用いた。

※ 調布市街路灯LED化推進計画(令和2〔2020〕年4月)に基づく街路灯のLED化の取組は含まない。

※ 小数点以下四捨五入により、合計値と内訳の和が合致しない場合がある。

なお、今後、新設される施設や移転、建替に伴い施設からの排出量の増加も予想されます。市内公立小・中学校施設の学校体育館への空調整備導入を進める予定ですが、これらは増加要因になると考えられます。

(2) 省エネ法の目標達成

省エネ法では、「中長期的にみて年平均1%以上低減: 過去5年間の原単位が年平均1%以上改善していること」が求められています。

本計画の目標年度(令和7〔2025〕年度)において、令和元(2019)年度の排出量に対し850.3t-CO₂以上削減することが求められます。

表 参考 2 省エネ法の目標達成に必要な削減量

①市長部局（たづくりを除く）

年度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	基準年度 (R1)比
エネルギー原油換算使用量(kl)	3,341	3,308	3,275	3,242	3,209	3,177	3,145	94.1%
エネルギー消費原単位(kl/m ²)	0.005189	0.005137	0.005086	0.005035	0.004985	0.004935	0.004885	
5年度間平均原単位変化(%)	—	99	99	99	99	99	99	
温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	6,226.0	6,163.7	6,102.1	6,041.1	5,980.7	5,920.9	5,861.7	-364.3

②市長部局（たづくり）

年度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	基準年度 (R1)比
エネルギー原油換算使用量(kl)	1,388	1,374	1,360	1,347	1,333	1,320	1,307	94.1%
エネルギー消費原単位(kl/m ²)	0.003267	0.003234	0.003202	0.003170	0.003138	0.003107	0.003076	
5年度間平均原単位変化(%)	—	99	99	99	99	99	99	
温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	2,587.0	2,561.1	2,535.5	2,510.2	2,485.1	2,460.2	2,435.6	-151.4

③教育委員会

年度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	基準年度 (R1)比
エネルギー原油換算使用量(kl)	3,035	3,005	2,975	2,945	2,915	2,886	2,857	94.1%
エネルギー消費原単位(kl/m ²)	0.01439	0.014246	0.014104	0.013963	0.013823	0.013685	0.013548	
5年度間平均原単位変化(%)	—	99	99	99	99	99	99	
温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	5,717.0	5,659.8	5,603.2	5,547.2	5,491.7	5,436.8	5,382.4	-334.6

④調布市役所全体（①+②+③）

年度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	基準年度 (R1)比
エネルギー原油換算使用量(kl)	7,764	7,686	7,609	7,533	7,458	7,383	7,310	94.1%
温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	14,530.0	14,384.7	14,240.9	14,098.4	13,957.5	13,817.9	13,679.7	-850.3

※温室効果ガス排出量は、車両を含まない。
※延床面積はH30年度値で固定

なお、本表に記載した温室効果ガス排出量(14,530.0t-CO₂)は、「参考資料1 基準年度(令和元〔2019〕年度)の温室効果ガス排出量(二酸化炭素)」(50頁)のエネルギー起源CO₂の排出量(14,277t-CO₂)とは異なります。これは、それぞれ算定対象施設や算定に用いた排出係数等が異なるためです。

(3) 東京都環境確保条例（キャップ&トレード制度）の目標達成

東京都環境確保条例のキャップ&トレード制度（温室効果ガス排出総量削減義務と排出取引制度）に基づく、第3計画期間（令和2〔2020〕年度～令和6〔2024〕年度平均）の削減義務率は、基準排出量に対し「平均27%」と設定されています。基準排出量については、第2計画期間で適用した基準排出量（平成15〔2003〕年度～17〔2005〕年度平均）が継続されます。

これより、東京都環境確保条例の対象施設（文化会館たづくり、市庁舎、グリーンホール及び総合福祉センター）は、本計画の目標年度（令和7〔2025〕年度）において、令和元（2019）年度の排出量（4,128t-CO₂）から261t-CO₂以上削減することが求められます。

表 参考 3 東京都環境確保条例の大規模事業所のキャップ&トレード制度の目標達成に必要な削減量

	基準 排出量	R1 (2019) 年度	R2 (2020) 年度	R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度	R11 (2029) 年度
計画期間、削減義務率	—	—	第3計画期間（削減義務率27%以上）					第4計画期間（削減義務率35%以上）				
CO ₂ 排出量（t-CO ₂ ）	5,297	4,128					3,867					3,443

3 用語集

エネルギー消費原単位

ある一定の生産活動に対するエネルギー（電力や燃料等）の使用量を表す単位で、要したエネルギーの使用量を、生産数量や床面積等で除して得た単位あたりのエネルギー消費量。省エネ法では「エネルギー消費原単位を年平均1%以上改善」することを求めている。

温室効果ガス

地表から放出される赤外線を吸収する気体のこと。これらの大気中の濃度が高まると大気圏内の温度が上がるため、地球温暖化の原因とされている。温室効果ガスは二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類の気体が対象である。

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること（他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせる方法）等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

カーボンニュートラル

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの責任と定めることが一般に合理的と認められる範囲の温室効果ガス排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること又は他の

場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部を埋め合わせた状態をいう。

外部給電器

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車から電力を取り出す装置のこと。外部給電器を接続することで、外部給電器から複数のコンセントが接続可能となる。

キャップ&トレード制度（東京都環境確保条例）

大規模事業所（前年度の燃料、熱、電気の使用量が、原油換算で年間1,500kL以上の事業所）にCO₂排出量の削減義務を課すものであり、オフィスビル等を対象とする制度。

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める考え方のこと。

グリーン購入法

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の略称。「再生品等の供給面の取組」に加え、「需要面からの取組が重要である」という観点から、平成12（2000）年5月に循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして制定された。

国際エネルギースターマーク

パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する省エネ基準を満たす商品につけられるマーク。

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。石油、石炭などの化石燃料と異なり、発電時や熱利用時に二酸化炭素をほとんど排出しない。また国内で生産できることから、重要な国産エネルギー源となる。

ZEV（ゼブ）

Zero Emission Vehicle の略称。

走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）のこと。

ゼロエミッション東京

東京都が、世界の大都市の責務として、平均気温の上昇を 1.5℃に抑えることを追求し、令和 32（2050）年に、CO₂ 排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言した。その実現に向けたビジョンと具体的な取組・ロードマップとして「ゼロエミッション東京戦略」を策定した。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を防ぐため、石炭や石油等の化石燃料からの脱却をめざし、排出量を減らすだけでなく、実質的にゼロの状態を目指す社会のこと。

調布市環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて継続して取り組んでいく仕組みのこと。環境マネジメントシステムの一連の手続きは、国際標準化機構（ISO）によって ISO14001 として標準規格化され

ており、環境保全に関する方針や目標・計画等を定め（P）、これを実行・記録し（D）、その実施状況を点検して（C）、方針等を見直す（A）というフロー（PDCAサイクル）が定められている。規格への適合性は、外部審査機関による監査によって認証されるのが一般的だが、自身で適合性を評価し、自身の責任でその適合を宣言する「自己適合宣言」方式を採用することもできる。

東京都環境確保条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の略称。

目的は、大きく分けて①都民の健康を守ること、②都民の安全な生活環境を確保すること、③将来世代に良好な環境を継承することの3つで、東京都が制定している最大の環境・公害関連規制である。

排出係数

単位活動量当たりの温室効果ガス排出量を表すもの。CO₂ 排出原単位とも呼ばれる。電力における排出係数は、電力会社が一定の電力を作り出す際にどれだけの二酸化炭素を排出したかを推し測る指標。

V2H（ブイツーエイチ）

Vehicle to Home の略称。

ZEV に搭載された電池から家庭（Home）に電力を供給できる機能のこと。

レインガーデン

グリーンインフラの取組の一つ。降雨時に雨水を一時的に貯留し、時間をかけて地下へ浸透させる透水型の植栽スペースのこと。レインガーデンにより下水道負荷を軽減するとともに、水質浄化を図り、地下水の涵養を促進する。また、蒸発散による温熱環境の改善など、ヒートアイランド対策としても有効。

4 調布市環境基本条例

平成7年3月17日条例第3号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 計画の策定（第9条—第12条）
- 第3章 施策の推進（第13条—第15条）
- 第4章 情報の提供と市民参加（第16条—第21条）
- 第5章 調布市環境保全審議会（第22条）
- 第6章 雑則（第23条）

附則

私たちは、豊かな自然の恵みを受けて、今日の繁栄を遂げてきた。しかし、物質的豊かさを求める生活や活動をそのまま続けることは、資源の枯渇を招くばかりでなく、私たちや生き物たちの生存の基盤である地球環境を破壊し、失うことになる。

このような状況を踏まえ、私たちの生活や活動を環境にやさしい省資源型に改めるとともに、循環型社会システムを形成することによって、人と自然が共生し、将来へ向けて持続して発展できる環境を現在に生きる全ての人々の手で、保全、回復及び創出する必要がある。

加えて、私たちは、先人から受け継いできた豊かな自然や、それらによって培われた歴史的文化的環境をより良好な環境として発展させ、次の世代に継承するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全等」という。）について基本となる理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、将来にわたって維持、継承されるよう行われなければならない。

2 環境の保全等は、全ての人々の協働によって、環境への負荷の少ない健全な持続的発展

ができるような社会が構築されるよう行われなければならない。

- 3 環境の保全等は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行われなければならない。

(協働の責務)

第4条 市、市民及び事業者は、協働することによって、その責務を果たすとともに、人類の生存の基盤である地球環境の保全等に寄与するものとする。

(市の責務)

第5条 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止に関すること。
 - (2) 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全等に関すること。
 - (3) 野性生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。
 - (4) 人と自然との豊かなふれあいの確保、良好な景観の保全、歴史的文化的遺産の保全等に関すること。
 - (5) 人にやさしい地域社会の形成に関すること。
 - (6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
 - (7) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。
- 2 市は、環境の保全等を図るうえで市民及び事業者が果たす役割の重要性に鑑み、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全等について関心を払うとともに、環境の保全等に必要な知識を持つよう努めなければならない。

- 2 市民は、その日常生活において、環境への負荷を低減するとともに、公害の防止及び自然環境の適正な保全等に努めなければならない。
- 3 市民は、前2項に定めるもののほか、市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動を行うときは、環境への負荷を低減するとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他のものが、使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その事業活動について、市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(国、東京都等との協力)

第8条 市は、環境の保全等を図るため、広域的な取組を必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第2章 計画の策定

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、調布市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 目標及び基本理念

(2) 施策の基本方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、調布市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

(環境保全実施計画)

第10条 市長は、環境の保全等に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために必要な環境保全実施計画（以下「実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(環境保全行動基準)

第11条 市長は、環境基本計画に掲げる目標を実現するため、環境の保全等について配慮すべき事項を環境保全行動基準（以下「行動基準」という。）として策定するよう努めるものとする。

(公表)

第12条 市長は、環境基本計画、実施計画及び行動基準を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 施策の推進

(監視体制)

第13条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(環境影響評価)

第14条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事項について、環境の保全等に適切な配慮がなされるよう、環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずることができるものとする。

(環境監査)

第15条 市、市民及び事業者は、自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るために行う措置について、環境監査を行うよう努めるものとする。

2 市長は、特に必要があると認めたときは、市民及び事業者に対して環境監査の実施を促し、その結果について報告を求める等、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 情報の提供と市民参加

(知見の集積)

第16条 市は、環境の保全等に関する施策を科学的知見に基づいて実施するため、地域環境に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市は、他の地方公共団体との交流及び研究機関との連携を行うことにより、環境の保全

等に必要な科学的知見の集積に努めるものとする。

(情報の提供)

第 17 条 市は、地域環境の現状に関する情報、市が策定した施策等、将来の環境の保全等に寄与する情報について、市民のプライバシーを損なわない限り提供するよう努めるものとする。

(施策の評価)

第 18 条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、施策の進捗状況を必要に応じて評価するものとする。

(環境学習への支援)

第 19 条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深められるよう、学習の機会及び教材としての情報の提供等必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の推進)

第 20 条 市は、市民及び事業者並びにこれらの者で構成する環境の保全等に関する団体による自発的な学習や活動が、促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(計画づくりへの参加)

第 21 条 市長は、次の各号に掲げる計画等を策定するときは、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(1) 環境基本計画

(2) 実施計画

(3) 行動基準

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市民の生活及び事業者の活動に係る重要事項

2 前項の規定は、同項各号に掲げる計画等の変更について準用する。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

第 5 章 調布市環境保全審議会

(環境保全審議会)

第 22 条 市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するうえで、必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として調布市環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議し、及びこれらの事項について市長に建議することができる。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等についての基本的事項に関すること。

3 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 13 人以内をもって組織する。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) 学識経験者

(4) 環境保全等に関する行政機関の職員

- 4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 市長は、審議会に専門の事項を調査させるため必要があると認めたときは、専門調査員を置くことができる。
- 6 専門調査員は、市長が委嘱する。
- 7 専門調査員の任期は、当該専門の事項の調査に要する期間として市長が指定する期間とする。
- 8 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第22条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成8年4月規則第24号で、同8年5月1日から施行)

- 2 調布市環境基本条例の一部を改正する条例（令和元年調布市条例第5号）の施行の日から令和3年3月31日までの間に委嘱される委員の任期は、第22条第4項の規定にかかわらず、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

附 則（平成21年3月18日条例第15号）

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成25年5月31日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月3日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

5 調布市役所環境方針

調布市役所環境方針

私たちは、豊かな自然の恵みを受けて、今日の繁栄を遂げてきました。しかし、物質的豊かさを求める生活や活動をそのまま続けることは、資源の枯渇を招くばかりでなく、私たちや生き物たちの生存の基盤である地球環境を破壊し、失うこととなります。

このような状況を踏まえ、私たちの生活や活動を環境にやさしい省資源型に改めるとともに、循環型社会システムを形成することによって、人と自然が共生し、将来に向けて持続して発展できる環境を現在に生きるすべての人々の手で、保全、回復及び創出する必要があります。

加えて、私たちは、先人から受け継いできた豊かな自然や、それらによって培われた歴史的・文化的環境をより良好な環境として発展させ、次の世代に継承していかなければなりません。

これらを進めるため、市役所自ら範を示して行く決意であります。

取組のそのひとつとして、私は次に示す通り、ISO14001（環境マネジメントシステム）を市政運営の仕組みに活用し、職員一人ひとりの知恵と行動力を結集し、全庁をあげて地球環境問題の解決にあたります。

① 環境にやさしいまちづくりの推進

調布市のすべての市民、事業者、市職員が共通認識を持ち、それぞれの立場に応じて役割を分担し、協働して環境づくりが行われるよう、市役所自身が「調布市環境基本計画」、「調布市地球温暖化対策実行計画」に従って、環境にやさしいまちづくりを推進します。あわせて、市民、事業者に対する普及・啓発・支援施策を実施します。

② 環境に配慮した行動の推進

下記の事項に環境目標を定め、定期的な見直しを行うことにより、環境活動の成果を向上させ、継続的な改善を進めます。

- ア 省資源、省エネルギー型事業スタイルの確立
- イ 廃棄物減量とリサイクルに向けた取組の推進
- ウ 環境保全に向けた施策の展開

③ 法規制などの遵守

環境関連法令等を遵守しつつ、環境汚染の予防に努めます。

④ 全職員への周知徹底

全職員が環境方針を認識し、方針に沿った活動を継続的に実践できるよう研修を行います。

⑤ 開かれた市政

市民や職員等からの意見、提案を積極的に採り入れて、事務事業に反映します。また、環境方針及び環境マネジメントシステムに基づく活動結果を市役所内外に公表します。

平成30年 4月 1日

調布市長



登録番号
(刊行物番号)

2020-267

第4次調布市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
～“脱炭素のまち 調布”の実現に向けたチーム調布市役所の率先取組～

令和3年3月

編集・発行 調布市環境部環境政策課
〒182-8511 東京都調布市小島町 2 丁目 35 番地1
電話 042(481)7086

